

〔京都学園学 2012年 第2号〕

《論 説》

スリランカ・ムスリム
——その特徴と政治的スタンス——

松 田 哲

はじめに

本稿は、スリランカにおけるムスリムについて論じるものである。¹⁾スリランカにおける民族対立や内戦が論じられる場合には、シンハラ人とタミル人を対象にして論じられるのが常である。しかしスリランカには、タミル人に次ぐ少数民族としてのスリランカ・ムスリムが存在しており、今では、独自の政治的主張を行う第3勢力としての地位を確立するようになっている。しかも、その政治的主張は、シンハラ人やタミル人の主張と異なっていたのはもちろんのこと、内戦当事者たる反政府武装組織「タミル・イーラム解放のトラ (Liberation Tigers of Tamil Eelam, LTTE)」のそれとも異なっていた。それゆえスリランカ・ムスリムの動向は、内戦終結後のスリランカにおける民族共存の行方につ

-
- 1) スリランカ・ムスリムに関する先行研究には、たとえば以下のものがある。R. Vasundhara Mohan, *Identity Crisis of Sri Lankan Muslims* (Delhi: Mittal Publications, 1987). Vasundhara Mohan, "The Dilemma of a Minority in a Multi-Racial Society: The Muslims of Sri Lanka," in Verinder Grover (ed.), *Sri Lanka: Government and Politics* (New Delhi: Deep & Deep Publications PVT. LTD., 2000). K. M. de Silva, "The Islamic Factor," in K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind: Ethnic Conflict, Ethnic Politics in Sri Lanka* (New Delhi: Penguin Books, 1998). Vellaithamby Ameerdeen, *Ethnic Politics of Muslims in Sri Lanka* (Kandy: Centre for the Minority Studies, 2006). International Crisis Group, *Sri Lanka's Muslims: Caught in the Crossfire* (International Crisis Group Asia Report No. 134, 29 May 2007). Dennis McGilvary and Mirak Raheem, "Origins of the Sri Lankan Muslims and Varieties of the Muslim Identity," in John Clifford Holt (ed.), *The Sri Lanka Reader: History, Culture, Politics* (Durham: Duke University Press, 2011). 日本語の文献には以下のものがある。末長洋一「エスニック・アイデンティティ—スリランカ・ムスリムの場合」『スリランカ近・現代史の諸問題』（アクセス21出版有限会社, 1996年）所収。川島耕司「スリランカのムスリム・コミュニティー—近代化とイスラーム—」『國士館大學政経論叢』第140号（平成19年第2号）。
- 2) 後に述べるように、正確に言えば、内戦（武力対立）についてはシンハラ人とスリランカ・タミル人との対立である。

いて考える際に、無視することのできない要因ともなっている。そして、このことが最もあてはまるのは、スリランカ・ムスリムが多数居住しているセイロン島東部地域である。

そこで本稿では、スリランカ・ムスリムがそのような独自の主張を行う第3勢力となった経緯を明らかにするために、スリランカ・ムスリムの特徴、および、独立後のスリランカにおける民族対立の原因となった諸問題に対するスリランカ・ムスリムの政治的スタンスについて、検討することにした。

以下では、まず第1節で、スリランカ・ムスリムのいくつかの特徴について検討する。そこで検討するスリランカ・ムスリムの特徴は、次節で分析するスリランカ・ムスリムの政治的スタンスを生み出すものとなる。第2節では、独立後のスリランカにおける民族対立の原因となった諸問題に対するスリランカ・ムスリムの政治的スタンスについて、内戦が始まるまでの時期を対象に考察を加える。ここで内戦前の時期を考察の対象にする理由は、内戦終結後のセイロン島東部地域における民族共存の問題について考えるためには、内戦が始まるまでの歴史的経過を十分に把握することが必要だと思われるからである。続く第3節では、スリランカ・ムスリム会議 (Sri Lanka Muslim Congress, SLMC) について検討を加える。これは、1981年に結成されたスリランカ・ムスリムの民族政党である。そして最後に、内戦開始後のスリランカ・ムスリムの状況について簡潔にふれたうえで、本稿を閉じることとした。

第1節 スリランカ・ムスリムの特徴

本節では、スリランカ・ムスリムの民族的特徴、居住状況にみられる特徴、社会経済的ステイタスに関する特徴の3点について検討する。これら3つの特徴を検討する理由は、それらの特徴が、次節で論じるスリランカ・ムスリムの政治的スタンスを規定する背景的な要因になっているからである。

以下では、まず、スリランカにおける民族構成を概観したうえで、スリランカ・ムスリムが有している他の民族とは異なる民族的特徴にどのようなものがあるのかを検討する。次に、スリランカ・ムスリムの居住状況を他の民族のそ

れと比較しながら概観し、スリランカ・ムスリムの居住状況にみられる特徴を明らかにする。そして最後に、就業状況と教育状況に着目しながら、スリランカ・ムスリムの社会経済的ステイタスについて考察することとしたい。

(1) スリランカ・ムスリムの民族的特徴

(ア) スリランカの民族構成

表1は、スリランカの民族構成を示したものである。1981年の構成比で見ると、多数派の民族から順に、シンハラ人(73.95%)、タミル人(18.21%)、スリランカ・ムスリム(7.05%)となっている。それぞれの民族について簡単にみておこう。

シンハラ人は、紀元前5世紀頃に来島したとされ、その92%は仏教徒である³⁾(残りのほとんどはキリスト教徒)。居住地域はセイロン島の全地域に及んでいるが、北部州における居住は少い。かつての分類では、コロomboを中心に居住する低地シンハラ人と、セイロン島内陸部のキャンディを中心に居住する高地シンハラ人とに分けられていたが、その区別は1981年に廃止されている。高地シンハラ人は、シンハラ人最後の王朝であるキャンディ王朝(Kandyan Kingdom)の末裔とでもいうべき人々であり、植民地支配を受け入れつつ発展を遂げてきた低地シンハラ人よりもシンハラ人本来の伝統を維持しているとのプライドを強くもっているとされる。

タミル人は、スリランカ・タミル人(12.70%)とインド・タミル人(5.51%)に分けられる。両者の区別は、歴史的由来が大きく異なることに起因している。スリランカ・タミル人は、紀元前3世紀頃に来島したとされる。その約81%はヒンドゥー教徒であり(残りのほとんどはキリスト教徒)、主にセイロン島の北部州と東部州に集住している。インド・タミル人は、セイロン島中央部にあるプランテーションの労働者として19世紀中頃に来島した人々である。

3) 各民族の宗教に関する数値は、すべて以下の文献から引用している。Robert N. Kearney, *Communalism and Language in the Politics of Ceylon* (Durham: Duke University Press, 1967), p. 9, Table 3.

表1 スリランカの民族構成 (単位：万人)

	1946年	1963年	1981年
民族	人口 (%)	人口 (%)	人口 (%)
シンハラ人 ^a	462.05 (69.41)	751.29 (70.99)	1097.94 (73.95)
低地シンハラ人	290.25 (43.60)	447.03 (42.24)	—
高地シンハラ人	171.80 (25.81)	304.26 (28.75)	—
タミル人	151.43 (22.74)	128.77 (21.61)	270.56 (18.21)
スリランカ・タミル人	73.37 (11.02)	116.47 (11.00)	188.69 (12.70)
インド・タミル人	78.06 (11.72)	112.30 (10.61)	81.87 (5.51)
スリランカ・ムスリム ^b	40.92 (6.14)	68.22 (6.44)	104.69 (7.05)
スリランカ・ムスリム	37.36 (5.61)	62.68 (5.92)	—
インド・ムスリム	3.56 (0.53)	5.54 (0.52)	—
マレー	2.25 (0.34)	3.34 (0.32)	4.70 (0.32)
その他 ^c	9.08 (1.37)	6.58 (0.64)	6.78 (0.47)
合計	665.73 (100.0)	1058.20 (100.0)	1484.68 (100.0)

出典：Department of Census and Statistics, *Statistical Abstract 2003* (Colombo: Department of Census and Statistics, 2003), p. 54, Table 2.8. から作成。なお、1983年に始まる内戦の影響により、セイロン島全域に及ぶ国勢調査は1981年以來実施されていない。近年になってようやく北部州における国勢調査が実施されるようになったが、内戦の影響による大規模な人口移動が生じているので、スリランカ本来の状況を知るうえでは1981年の国勢調査の情報が最も信頼度が高いといえる。

a：低地シンハラ人と高地シンハラ人の区別は1981年の国勢調査から廃止された。b：出典元ではムーア (Moor) とされているが、ここではムスリムにしている。インド・ムスリムは、1981年の国勢調査からスリランカ・ムスリムに統合された。c：その他の民族には、先住民のウェッダ (Vedda)、植民地支配期に來島した西欧人との混血であるバーガー (Burgher) やユーラシアン (Eurasian) などが含まれる。

その約89%はヒンドゥー教徒である（残りのほとんどはキリスト教徒）。なお、スリランカ内戦（1983～2009年）の当事者は、スリランカ・タミル人である。LTTEは、スリランカ・タミル人を主体に結成された反政府武装組織であった。

次に、スリランカ・ムスリムについて詳しくみておこう。かつてスリランカ・ムスリムは、スリランカ・ムスリムとインド・ムスリムに分けられていた⁴⁾。タミル人と同様、この区別も、主として來島時期の違いにもとづいている。セ

4) 国勢調査では、スリランカ・ムーア (Sri Lankan Moor) やインド・ムーア (Indian Moor) というように、ムスリムではなくムーアという呼称が用いられてきた。ムーアという言葉は、スリランカに居住するムスリムを指す言葉としてポルトガルの植民地支配期（1505～1658）に使用されようになった言葉である。しかし本稿では、ムスリムという呼称の方が一般的に用いられるようになっている事情を鑑みて、ムスリムという呼称を用いることにする。呼称の問題については、たとえば、Dennis McGilvary and Mirak Raheem, *op. cit.*, pp. 416-7. を参照。

イロン島は、いわゆる「海のシルクロード」の要衝に位置していた島であったため、古くから海洋貿易に従事するアラブ人が頻繁に訪れる島となっていた。そのようなセイロン島に直接来島して居住を始めたアラブ人の末裔が、スリランカ・ムスリムである。来島時期には諸説あるが、9世紀頃からだとされている⁵⁾。他方でインド・ムスリムは、アラブ地域からインド亜大陸に移り住んだアラブ人のなかで、さらにセイロン島に再移住してきた者の末裔だとされている。セイロン島への再移住の時期は主としてイギリス植民地支配期 (1796~1948) であり、北インドから移住してきた者が大半だとされている⁶⁾。なお、1981年の国勢調査からスリランカ・ムスリムとインド・ムスリムの区分は廃止され、現在ではスリランカ・ムスリムという項目だけになっている。両民族の通婚等によってスリランカ・ムスリムとインド・ムスリムの区別が急速に消失していったことが、その背景にある⁷⁾。なお、シンハラ人とタミル人の双方にみられるカーストは、スリランカ・ムスリムには基本的に存在していない (スリランカ・ムスリムの宗教的側面については後述)。

ところで、スリランカ・タミル人とインド・タミル人を区別したうえで、両タミル人の人口とスリランカ・ムスリムの人口とを比較してみると、スリランカ・ムスリムの人口が両タミル人の間に位置するものであることが分かる。1981年の人口でみると、スリランカ・ムスリム (約104万人) の人口は、スリランカ・タミル人 (約188万人) よりも少なく、インド・タミル人 (約82万人) よりも多い。つまりスリランカ・ムスリムは、シンハラ人、スリランカ・タミル人に次ぐ、第3の規模の人口を有する民族なのである。スリランカ独立直後に国籍や市民権を剥奪されて政治的にも周辺化されていたインド・タミル人は⁸⁾、政治的にみれば不活発な民族であった。それに対し、スリランカ・ムスリムは、

5) 鈴木正崇『スリランカの宗教と社会—文化人類学的考察』(春秋社、1996年) 33頁。

6) 同上。ただし、この点についても諸説あり、13世紀から14世紀にかけて南インドから再移住してきた人々であるとの意見もある。たとえば以下を参照。Ameerdeen, *op. cit.*, p. 23.

7) G. Amirthalangam, *Customs & Cultures of Sri Lanka* (London: A & S Books, 2003), p. 40.

8) 独立当初のインド・タミル人に対する処遇については、拙稿「スリランカ：連邦党の結成とタミル・ナショナリズム—1956年総選挙までの展開—」『京都学園法学』第63巻第2号 (2011年1月) を参照。

むしろ時を経るにつれて政治的に活発な民族となっていく（第2節および第3節で後述）。そのようなスリランカ・ムスリムがスリランカ・タミル人に次ぐ規模の人口を有しているという事実は、見過ごすことのできないものであろう。

(イ) スリランカ・ムスリムの民族的特徴—言語と宗教—

シンハラ人、スリランカ・タミル人、インド・タミル人、スリランカ・ムスリムという4つの民族を、言語と宗教の異同によって分類し直してみると、スリランカ・ムスリムの特殊性が浮かび上がってくる。すなわち、スリランカ・ムスリムと両タミル人との間にみられる、言語と宗教の「ズレ」とでもいうべき状況である。他の民族にはみられないこの特徴は、スリランカ・ムスリムのアイデンティティについて考える際に、極めて重要なポイントとなる。なお、ここで言語に着目するのは、内戦当事者たるシンハラ人とスリランカ・タミル人との間の民族対立が、どの言語を公用語にするべきかという問題をめぐって発生・激化していったからであり、その意味において言語が独立後のスリランカについて考える際の重要なポイントとなるからである。

表2は、言語と宗教にもとづいて上記4民族を分類したものである。言語についてみると、シンハラ語を母語としているのがシンハラ人だけであるのに対し、タミル語を母語としているのがスリランカ・タミル人、インド・タミル人、スリランカ・ムスリムの3民族にわたっていることが分かる。

宗教についてみると、仏教を主に信仰しているのはシンハラ人であり、ヒンドゥー教を主に信仰しているのはスリランカ・タミル人とインド・タミル人である。そしてイスラームを信仰しているのは、いうまでもなくスリランカ・ムスリムである。スリランカ・ムスリムの大半はスンニ派に属しており、法体系

9) イスラームを信仰する他の民族には、マレー (Malay) もいる。マレーは、オランダの兵員として仕えるためにオランダの植民地支配期 (1658~1796) にインドネシアやマレーシアといった東南アジア方面から連れてこられたムスリムの末裔である (その一部は、イギリス植民地支配期 [1796~1948] にはイギリスの兵員としても活躍した)。このような歴史的由来を有するマレーは、スリランカ・ムスリムとは異なるアイデンティティを有する別の民族に分類されている。なお、マレーの母語はクレオール化したマレー語である。C. A. Gunawardena, *Encyclopedia of Sri Lanka* [2nd edition] (Berkshire: New Dawn Press, 2005), p. 238. またマレーは、西欧風のライフ・スタイルを好んでいるともいわれる。Mohan, *Identity Crisis.*, p. 9.

表2 言語と宗教の異同からみたスリランカの民族

	シンハラ人	スリランカ・タミル人	インド・タミル人	スリランカ・ムスリム
言語	シンハラ語	タミル語		
宗教	仏教 (キリスト教)	ヒンドゥー教 (キリスト教)		イスラーム

出典：筆者作成

としてはイスラーム法正統四学派のひとつであるシャーフイー (Shafi'i) 派のもとにある。¹⁰⁾

スリランカ・ムスリムに着目して、さらに詳しく表2をみておこう。まず気が付くことは、スリランカ・ムスリムが、言語と宗教のいずれにおいてもシンハラ人とは明確に異なる特徴を有する民族だということである。しかし、タミル人と比べた場合には、共通する部分 (タミル語) と異なる部分 (イスラーム) を併せ持っていることも分かる。すなわちスリランカ・ムスリムが、タミル人とは母語が同じであるにもかかわらず宗教が異なっている、という特徴を有していることである。この特徴を「アイデンティティの源」といった観点からとらえ直すと、スリランカ・ムスリムが言語 (タミル語) ではなく宗教 (イスラーム) の方にアイデンティティの基礎をおいているのに対し、タミル人は言語の方にアイデンティティの基礎をおいている、ということになる。先に述べた「ズレ」の意味するところは、このことである。そしてスリランカ・ムスリムについて考える際には、タミル人との間に存在する、この「ズレ」とでもいべきものを十分に意識しておく必要がある。なぜなら独立後のスリランカでは、この「ズレ」こそが、スリランカ・タミル人とスリランカ・ムスリムの対立を生み出すひとつの要因になっていくからである。

独立後のスリランカでは、シンハラ人がシンハラ語だけを公用語に定める「シンハラ・オンリー (Sinhala Only) 政策」を提唱したことにより、シンハラ人とスリランカ・タミル人との間で民族対立が発生・激化することになった。¹¹⁾ む

10) Dennis McGilvary and Mirak Raheem, *op. cit.*, p. 417. なお、スンニ派が98%, シーア派が2%とされる。Ameerdeen, *op. cit.*, p. 23.

11) シンハラ・オンリー政策をめぐるシンハラ人とスリランカ・タミル人の対立については、以下を参照。拙稿「スリランカ内戦と公用語政策—1956年の総選挙までを中心に」『転換期の法と文

ろんスリランカ・タミル人は、タミル語の公用語化を求めて激しく抵抗することになる。そして、その際にスリランカ・タミル人は、タミル語を母語とするスリランカ・ムスリムをタミル人とみなしたうえで、スリランカ・ムスリムがスリランカ・タミル人の抵抗運動に加勢することを当然のように求めていった。しかし、このようなスリランカ・タミル人の理解の仕方も要請も、言語ではなく宗教の方にアイデンティティの基礎をおくスリランカ・ムスリムからすれば、誤解にもとづくものでしかありえなかった。なぜならスリランカ・ムスリムにとっては、ムスリムとしての宗教的独自性にもとづき、スリランカ・タミル人とは異なる道を歩む方が自然だったからである（第2節および第3節で後述）。つまり、母語がタミル語であるという事実は、スリランカ・ムスリムがスリランカ・タミル人の抵抗運動に参加するきっかけとはなりえないものだったわけである。それどころか、むしろ、スリランカ・ムスリムとスリランカ・タミル人の間に存在する言語と宗教の「ズレ」は、両民族が良好な関係を築くことを妨げる役割を果たすものとして機能するのである。

(2) 居住状況にみるスリランカ・ムスリムの特徴

独立後のスリランカでは、スリランカ・タミル人によって数多くの地方分権案が提案され（詳しくは後述）、その是非をめぐるシンハラ人とスリランカ・タミル人との議論が、両者の関係を悪化させるひとつの争点となっていた。そしてスリランカでは、それらの地方分権案に対する個々の民族による評価が、それが肯定的なものであろうと否定的なものであろうと、個々の民族の居住状況によって左右されるようなところがあった。それゆえ民族毎の居住状況を把握しておくことは、思いの外に重要な作業でもある。

シンハラ人は、セイロン島の北部州以外の地域に多数居住している。スリランカ・タミル人はセイロン島の北部州と東部州に集住しており、インド・タミル人はセイロン島の中央高地に集住している。以上に対してスリランカ・ムス

化】（法律文化社、2008年）所収。拙稿「公用語政策と民族対立の激化—スリランカの事例—」『アジアにおける若干のトポロジー』（京都学園大学総合研究所叢書12、2011年3月）所収。

リムは、セイロン島全域に分散するような形で居住しながらも、東部州に集住する傾向が強いという特徴を有している。ただし集住とはいっても、州（province）のような広い単位ではなく県（district）のようなより狭い単位でとらえる方がよいような、局所的な集住である。言い換えるとすれば、スリランカ・タミル人のような面的（州的）な集住ではなく、インド・タミル人のような点的（県的）な集住だといえるだろう。

以下では、そのようなスリランカ・ムスリムの居住状況について、表3、表4、表5のデータにもとづき、やや細かくみていくこととしたい。

（ア）県単位の民族別人口でみた各民族の居住状況

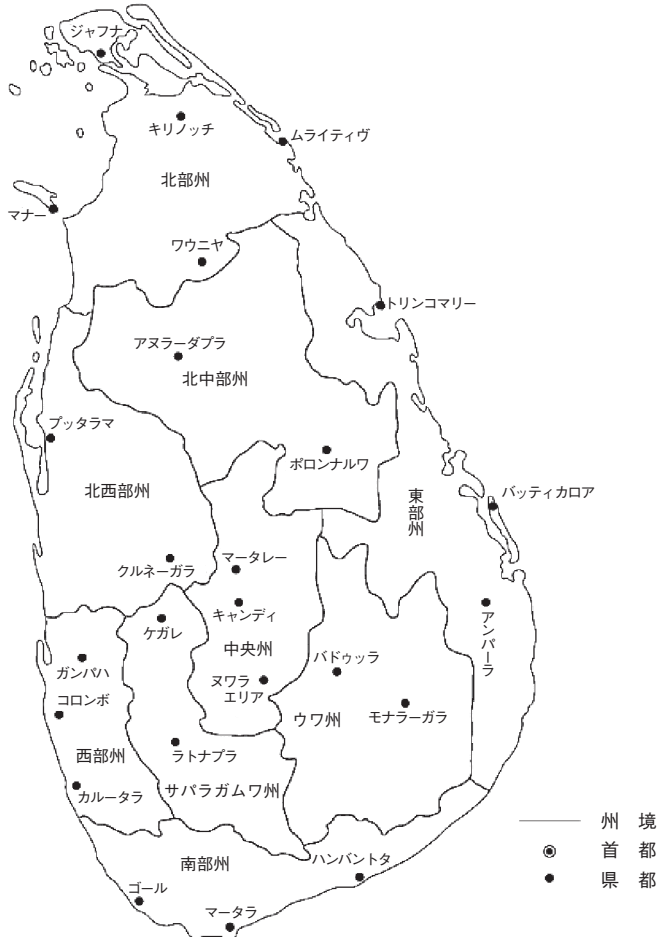
表3は、1981年の国勢調査をもとに、スリランカにおける民族別人口（実数）¹²⁾を県毎にまとめたものである（県の所在地については地図を参照）。これをみると、それぞれの民族がどの県に数多く居住しているかが分かる。いわば、県単位でみた各民族の集住度・分散度を示すものである。

シンハラ人の居住が多い県を上位から順に3つあげると、西部州のコロンボ（Colombo）県（1,318,835人）、西部州のガンパハ（Gampaha）県（1,279,512人）、北西部州のクルネーガラ（Kurunegala）県（1,125,912人）となる。この3県（3,724,259人）の人数を合計するとシンハラ人全体の33.9%となり、残る66.1%が他県に分散しているということになる。66.1%が他の21県に居住しているという意味では、シンハラ人の居住状況は分散型だといえることができるだろう。ただし、北部州4県（ジャフナ [Jaffna] 県、マナー [Mannar] 県、ワウニヤ [Vavuniya] 県、ムライティヴ [Mullaitivu] 県）と東部州のバツティカロア（Batticaloa）県には極端に少ないことに、注意する必要がある。

スリランカ・タミル人の居住が多い3つの県は、上位から順に、北部州のジャフナ県（790,385人）、東部州のバツティカロア県（233,713人）、西部州のコロンボ県（170,590人）¹³⁾である。上位2県（1,024,098人）だけでスリランカ・タミ

12) スリランカには、2012年現在、25の県が設置されている。ただし1981年にはキリノッチ県が設置されていなかったため、表3では計24県となっている。

地図 スリランカの行政区分



出所：ジェトロ・アジア経済研究所ホームページより (<http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Srilanka/index.html>) (2012年12月25日アクセス)。

- 13) これら上位3県に居住するスリランカ・タミル人を、それぞれ順に、ジャフナ・タミル人、パッティカロー・タミル人、コロンボ・タミル人と呼ぶことがある。Kenneth D. Bush, *The Intra-Group Dimensions of Ethnic Conflict in Sri Lanka: Learning to Read between the Lines* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003), p. 39. ジャフナ・タミル人とパッティカロー・タミル人の間には、カーストや社会経済的ステータスの違いに起因する対立があるとされる。Gananath Obeyesekere, "The Origins and Institutionalization of Political Violence," in James Manor, *Sri Lanka: In Change and Crisis* (New York: St. Martin's Press, 1984), p.172.

スリランカ・ムスリム (松田)

表3 県単位の民族別人口でみた各民族の居住状況 (1981年) (単位: 人)

州	県	シンハラ人	スリランカ・タミル人	インド・タミル人	スリランカ・ムスリム	マレー	その他	合計
西部州	コロンボ	1,318,835	170,590	19,824	139,743	22,233	28,016	1,699,241
	ガンパハ	1,279,512	48,182	5,919	37,826	8,675	10,748	1,390,862
	カルータラ	723,483	9,744	33,659	61,159	762	897	829,704
中央州	キャンディ	778,801	52,791	98,436	109,779	2,755	5,755	1,048,317
	マータレー	285,354	20,579	24,912	24,995	574	940	357,354
	ヌワラエリヤ	254,375	76,449	257,478	12,163	1,136	1,976	603,577
南部州	ゴール	769,343	7,271	11,056	25,678	186	997	814,531
	マータラ	608,516	4,683	13,875	16,122	79	511	643,786
	ハンバントタ	412,055	2,500	284	4,899	4,445	161	424,344
北部州	ジャフナ	6,659	790,385	19,980	12,958	72	498	30,552
	マナー	8,683	54,474	13,850	27,717	35	1,476	106,235
	ワウニヤ	15,794	54,179	18,714	6,505	34	202	95,428
	ムライティヴ	3,992	58,209	11,215	3,651	19	103	77,189
東部州	パッティカロア	11,255	233,713	4,074	78,829	46	2,416	330,333
	アンパーラ	146,943	77,826	1,411	161,568	168	1,054	388,970
	トリンコマリー	85,503	87,760	5,372	75,039	831	1,443	255,948
北西部州	クルネーガラ	1,125,912	14,920	6,616	60,791	1,259	2,303	1,211,801
	プッタラマ	407,067	32,282	2,289	49,000	954	941	492,533
北中部州	アヌラダブラ	535,834	8,026	719	41,777	338	1,235	587,929
	ポロンナルワ	238,965	5,267	124	16,636	109	462	261,563
ウワ州	バドゥッラ	443,024	37,520	129,498	26,600	1,419	2,891	640,952
	モナラーガラ	253,572	5,346	8,859	5,312	193	288	273,570
サバラガムワ州	ラトナブラ	677,510	19,094	84,740	13,791	412	1,540	797,087
	ケガレ	588,581	15,074	45,752	34,389	229	919	684,944
スリランカ全土		10,979,568	1,886,864	818,656	1,046,927	46,963	67,778	14,846,750

出典: Department of Census and Statistics, *Statistical Abstract 2003* (Colombo: Department of Census and Statistics, 2003), pp. 55-6, Table 2.9. から作成。その他については表1と同様。

ル人全体の54.3% (コロンボ県を入れた場合には3県合計1,194,688人で63.3%) となり, スリランカ・タミル人がいかに北部州と東部州に集住しているかが分かる。この集住度こそが, 両州がタミル人の歴史的居住地域, すなわち「タミ

ル・ホームランド」と呼ばれる理由でもある。

インド・タミル人の居住が最も多い県を上位から順に3つあげると、中央州のヌワラエリヤ (Nuwaraeliya) 県 (257,478人) とキャンディ (Kandy) 県 (98,436人)、ウワ (Uva) 州のバドゥッラ (Badulla) 県 (129,498人) となる。これらの3県は相互に隣接し合う県であり、インド・タミル人が働く紅茶プランテーションが数多く存在している県でもある。これら3県 (485,412人) だけでインド・タミル人全体の59.3%を占めており、インド・タミル人がいかにセイロン島中央高地部に集住しているかが分かる (バドゥッラ県を除いた2県だけでも合計55,914人、43.4%となる)。

次に、スリランカ・ムスリムについてみておこう。スリランカ・ムスリムの居住が最も多い3つの県は、上位から順に、東部州のアンパーラ (Ampara) 県 (161,568人)、西部州のコロンボ県 (139,743人)、中央州のキャンディ県 (109,779人) である。しかし、これら3県 (411,090人) だけではスリランカ・ムスリム全体の39.2%しかなく、残る60.8%が他県に分散して居住していることになる。その意味では、スリランカ・ムスリムはシンハラ人と同様、分散型居住の民族だといえる。

(イ) 県単位の民族別人口構成比でみた各民族の居住状況

次に、表4をもとに、県毎の民族構成比をみておこう。県単位でみた民族混住状況が分かる。

表4によると、シンハラ人が24県中16県で圧倒的な割合 (74.3~97.1%) を占めていることが分かる。これらの県では、シンハラ人という圧倒的多数派が存在しているので、民族間で過半数獲得競争が発生する可能性は少ないであろう。県レベルでの政治的主導権争いの発生する可能性が低いということである。

スリランカ・タミル人が過半数以上の割合を占めているのは、北部州のジャフナ県 (95.2%)、マナー県 (51.3%)、ワウニヤ県 (56.8%)、ムライティヴ県 (75.4%)、および東部州のバッチェカロア県 (70.8%) の5県だけである。これらのうちマナー県とワウニヤ県では、スリランカ・タミル人がかろうじて過

スリランカ・ムスリム（松田）

表4 県単位の民族別人口構成比でみた各民族の居住状況（1981年）

（単位：％）

州	県	シンハラ人	スリランカ・タミル人	インド・タミル人	スリランカ・ムスリム	マレー	その他	合計
西部州	コロンボ	77.6	10.0	1.2	8.2	1.3	1.7	100.0
	ガンパハ	92.0	3.5	0.4	2.7	0.6	0.8	100.0
	カルータラ	87.2	1.2	4.1	7.4	0.1	0.2	100.0
中央州	キャンディ	74.3	5.0	9.4	10.5	0.3	0.5	100.0
	マータレー	80.0	5.8	7.0	7.0	0.2	0.3	100.0
	ヌワラエリヤ	42.1	12.7	42.7	2.0	0.2	0.3	100.0
南部州	ゴール	94.5	0.9	1.4	3.2	—	0.2	100.0
	マータラ	94.5	0.7	2.2	2.5	—	—	100.0
	ハンバントタ	97.1	0.6	0.1	1.2	1.0	—	100.0
北部州	ジャフナ	0.8	95.2	2.4	1.6	—	—	100.0
	マナー	8.2	51.3	13.0	26.1	—	1.4	100.0
	ワウニヤ	16.6	56.8	19.6	6.8	—	0.2	100.0
	ムライティヅ	5.2	75.4	14.5	4.7	—	0.1	100.0
東部州	パッティカロア	3.4	70.8	1.2	23.9	—	0.7	100.0
	アンパーラ	37.8	20.0	0.4	41.5	0.1	0.3	100.0
	トリンコムリー	33.4	34.3	2.1	29.3	0.3	0.6	100.0
北西部州	クルネーガラ	92.9	1.2	0.6	5.0	0.1	0.2	100.0
	プッタラマ	82.6	6.6	0.5	9.9	0.2	0.2	100.0
北中部州	アヌラーダブラ	91.1	1.4	0.1	7.1	0.1	0.2	100.0
	ポロンナルワ	91.4	2.0	0.1	6.4	0.1	0.2	100.0
ウワ州	バドゥッラ	69.1	5.9	20.2	4.2	0.2	0.4	100.0
	モナラーガラ	92.7	2.0	3.2	1.9	0.1	0.2	100.0
サバラガムワ州	ラトナブラ	85.0	2.4	10.6	1.7	0.1	0.3	100.0
	ケガレ	85.9	2.2	6.7	5.0	0.1	0.1	100.0
スリランカ全土		73.9	12.7	5.5	7.1	0.3	0.5	100.0

出典：Department of Census and Statistics, *Statistical Abstract 2003* (Colombo: Department of Census and Statistics, 2003), pp. 57-8, Table 2.10. から作成。その他については表3と同様。

半数を占める状況であり、民族間で過半数獲得競争が発生する余地が残されているといえる。また、これら5県ではシンハラ人の割合が極めて少ないことも分かるが、上述のシンハラ人の状況と合わせて考えると、シンハラ人とスリラ

ンカ・タミル人が住み分けを行っているような状況が浮かび上がってくる。

インド・タミル人が最も大きな割合を占める民族であるのは、中央州のヌワラエリヤ県（42.7%）である。しかしながらインド・タミル人が過半数を占めているわけではないので、ほぼ同じ割合を占めるシンハラ人（42.1%）との間で政治的主導権争いが発生する可能性は高いといえるだろう。

スリランカ・ムスリムが最も大きな割合を占めているのは、東部州のアンパーラ県1県（41.5%）のみである。それとても過半数を占めるにはいたっておらず、シンハラ人（37.8%）がその後を追っている状況である。アンパーラ県は、ヌワラエリヤ県と同様、民族間の政治的主導権争いが発生する可能性が極めて大きい状況にあるといえるだろう。ただし、アンパーラ県を詳しくみると、東部州単位でみたスリランカ・ムスリムの割合（31.5%）よりもアンパーラ県単位でみた割合（41.5%）の方が高くなっており、東部州におけるスリランカ・ムスリムの点的な集住地域がアンパーラ県であることが分かる。それゆえにアンパーラ県は、スリランカ・ムスリムによって、東部州のなかでもとりわけ重要な県として認識されている。

ところで、全24県のなかで、とりわけ異なる様相を呈している県がひとつ存在している。東部州のトリンコモリー県である。トリンコモリー県では、過半数を占める民族が存在しないどころか、シンハラ人（33.4%）、スリランカ・タミル人（34.3%）、スリランカ・ムスリム（29.3%）の3民族が、ほぼ同じ割合で混住している。これほどまでに民族比率が拮抗している県はトリンコモリー県以外には存在しておらず、その意味でトリンコモリー県は、極めて特異な状況におかれた県となっている。むろんトリンコモリー県も、3民族の間で政治的主導権争いが発生する可能性が極めて大きいといえるだろう。

以上を簡単にまとめておくと、次のようになる。全24県のなかで、中央州のヌワラエリヤ県、東部州のアンパーラ県とトリンコモリー県では、過半数を占める民族が不在のため、民族間で政治的主導権争いが起きやすい状況にある。そして、それら3県のうち、ヌワラエリヤ県以外の2県は、スリランカ・ムスリムの点的な集住度が高い県となっている。つまりスリランカ・ムスリムは、

比較的によくのスリランカ・ムスリムが居住している県においてさえ、他の民族との政治的主導権争いに巻き込まれる可能性が大きいということになる。それゆえアンパーラ県とトリンコマリ県は、3民族共存の試金石とでも呼ぶうる県だともいえるだろう。

(ウ) 州単位の民族別人口構成比でみた各民族の居住状況

最後に、スリランカにある9つの州毎に、民族別の人口構成比をみておこう(州の所在地については地図を参照)。

表5をみると、シンハラ人が最も大きな割合を占めている州が、9州中7州にも及んでいることが分かる。シンハラ人は、まさしくスリランカにおける最多数派の民族であるといえる。州名を具体的にあげると、西部州(85.6%)、中央州(65.4%)、南部州(95.3%)、北西部州(87.7%)、北中部州(91.2%)、ウワ州(80.9%)、サバラガムワ(Sabaragamuwa)州(85.4%)である(括弧内は州人口に占めるシンハラ人の割合)。

逆に、シンハラ人が最も大きな割合を占めていない州は、北部州と東部州である。この2つの州ではスリランカ・タミル人の割合が最も大きく、北部州(69.5%)、東部州(41.7%)となっている。スリランカ・タミル人が多数派でいられるという意味において、北部州と東部州がスリランカ・タミル人にとって極めて重要な州であることが分かる。

インド・タミル人が最も大きな割合を占めている州は、ひとつもない。9つの州の中でインド・タミル人の割合が最も大きい中央州(19.7%)でさえ、シンハラ人の割合(65.4%)の方が圧倒的に大きい。

インド・タミル人の場合と同様、スリランカ・ムスリムが最も大きな割合を占めている州も、ひとつもない。スリランカ・ムスリムの割合が最も大きいのは東部州(31.5%)であるが、東部州の民族構成比をみるとシンハラ人(24.9%)、スリランカ・タミル人(41.7%)、スリランカ・ムスリム(31.5%)、その他(0.7%)となっており、スリランカ・タミル人の割合の方が大きいこと、過半数を占める民族が存在していないことが分かる。

表5 州単位の民族別人口構成比でみた各民族の居住状況（1981年）
（単位：％）

州	シンハラ人	スリランカ・タミル人	インド・タミル人	スリランカ・ムスリム	マレー	その他	合計
西部州	85.6	4.9	1.9	6.1	0.7	0.8	100.0
中央州	65.4	7.8	19.7	6.5	0.2	0.4	100.0
南部州	95.3	0.7	1.2	2.3	0.3	0.2	100.0
北部州	7.7	69.5	12.2	9.7	-	0.9	100.0
東部州	24.9	41.7	1.2	31.5	0.2	0.5	100.0
北西部州	87.7	3.9	0.6	7.4	0.2	0.2	100.0
北中部州	91.2	1.7	0.1	6.7	0.1	0.2	100.0
ウワ州	80.9	3.9	11.7	3.0	0.2	0.3	100.0
サバラガムワ州	85.4	2.3	8.6	3.3	0.1	0.3	100.0
スリランカ全土	73.9	12.7	5.5	7.1	0.3	0.2	100.0

出典：Department of Census and Statistics, *Statistical Abstract 2003* (Colombo: Department of Census and Statistics, 2003), pp. 57-8, Table 2.10. から作成。その他については表1と同様。

スリランカの9つの州のなかで、過半数を占める民族が存在していないのは東部州だけである。それゆえ東部州では、民族間の政治的主導権争いが発生する可能性が高いといえる。その意味で東部州は、先に言及したアンパーラ県やトリンコマリー県の場合と同様、州単位でみた場合の民族共存の試金石となる可能性が高い州だといえるだろう。しかもその東部州には、最も多くのスリランカ・ムスリムが集住しているのである。内戦当事者ではないがゆえに言及されることがあまり多くないスリランカ・ムスリムではあるが、以上のような位置付けのもとでとらえ直した場合には、内戦終結後のスリランカにおいて極めて重要な民族であることが分かるであろう。

なお、東部州以外の州に占めるスリランカ・ムスリムの割合をみると、南部州（2.3%）、ウワ州（3.0%）、サバラガムワ州（3.3%）を除く他の州には6～9%の割合でスリランカ・ムスリムが居住していることが分かる。この割合は、スリランカ・タミル人やインド・タミル人にはみられないほどの大きさである。その意味でスリランカ・ムスリムは、両タミル人よりもセイロン島全域に平均的に分散して居住しているといえるだろう。先に論じた分散型の居住実態であ

ることを裏付ける数値である。

なお、スリランカ・ムスリムにみられる、このような分散型の居住実態が、地方分権案に対するスリランカ・ムスリムの態度に大きな影響を及ぼしていることにも注意を払う必要がある。スリランカ・ムスリムは、スリランカ・タミル人が提唱してきた北部州と東部州に対する地方分権強化案に対して否定的な態度をとり続けてきたのであるが、その理由のひとつがまさに、この分散型居住実態にあるからである。

北部州と東部州における地方分権を強化するという提案は、見方を変えれば北部州と東部州をそれ以外の地域から切り離すことでもある。しかし、そのようにして切り離されると、スリランカ・ムスリムは北部州と東部州で多数派を占めるスリランカ・タミル人のもとでも少数派となり、国家単位でのシンハラ人のみならず、州単位でのスリランカ・タミル人による支配をも受けざるを得ない状態におかれるようになるかも知れない。それゆえにスリランカ・ムスリムは、スリランカ・タミル人の提案する地方分権案に容易には賛同できないのである。地方分権案に対するスリランカ・ムスリムの姿勢についてより詳しくは、後述することにした(第2節(2))。

(3) スリランカ・ムスリムの社会経済的ステイタス—就業状況と教育状況—

ここでは、スリランカ・ムスリムの社会経済的ステイタスについてみておきたい。その際に注目するのは、独立後のスリランカにおける民族対立の争点ともなった、就業と教育を取り巻く状況についてである。この点については、もっぱらシンハラ人とスリランカ・タミル人の関係を悪化させた要因として言及されることがほとんどであるが、スリランカ・ムスリムに無関係な問題だったわけではない。

就業と教育を取り巻く状況についていえば、スリランカ・ムスリムは他の民族よりも劣位におかれていたとってよい。そして、そのような状況に対する劣等感あるいはそれに起因するライバル意識が、これまでの議論と同様、後々のスリランカ・ムスリムの政治的行動に大きな影響を及ぼすことになる。以下、

その点を理解するための前提になる、スリランカ・ムスリムの就業と教育の状況について概観しておくこととしたい。

(ア) スリランカ・ムスリムの就業状況と所得格差

スリランカ・ムスリムの起源は、「海のシルクロード」におけるインド洋貿易に携わっていたアラブ商人にある。そのこともあってか、スリランカ・ムスリムが従事している職業のほとんどは貿易業 (trade) や商業 (merchant) である、と誤解されることも多い。しかし実際には、貿易業や商業に従事するスリランカ・ムスリムの割合は総人口の3分の1程度に過ぎ¹⁴⁾、スリランカ・ムスリムが従事する職業のほとんどは、貿易業や商業以外のものである。

モハン (R. Vasundhara Mohan) によると¹⁵⁾、スリランカ・ムスリムの職業には居住地域に応じて次のような傾向があるとされる。すなわち、コロomboがある西部州とキャンディがある中央州に居住するスリランカ・ムスリムは貿易関係の職業に就いていることが多いのに対し、トリンコマリーやバットикаロアがある東部州に居住するスリランカ・ムスリムは農業、漁業、機織り業に就いていることが多い、という傾向である。その背景にあるのは、イギリス植民地支配期に発展した産業の違いである。西部州と中央州はイギリス植民地支配期にプランテーション産業が発展した地域であり、それに付随する貿易業や商業が生まれることになった。しかし東部州ではそのようなプランテーション産業が発展しなかったため、東部州のスリランカ・ムスリムのなかでは貿易業や商業が生まれにくかったと考えられる。

また、従事する職業に応じて、スリランカ・ムスリムの間にも所得格差が存在¹⁶⁾している。貿易業や商業を営んでいるのは、都市部の企業家 (urban entrepreneur)、農村部の小規模小売店主 (village boutique keeper) などである。都市部の企業家は、宝石取引、卸売・小売業等に従事しており、一般的に所得

14) Ameerdeen, *op. cit.*, p. 53. Ambalavanar Sivarajah, *Politics of Tamil Nationalism in Sri Lanka* (Denver: iAcademic Books, 1996), p. 75.

15) Mohan, *Identity Crisis*, p. 96.

16) Sivarajah, *Politics of Tamil Nationalism*, p. 75.

も高い傾向にある。農村部の小規模小売店主は、もっぱら日常用途に供される商品の販売に従事しており、都市部の企業家よりは所得が低い傾向にある。しかしながらそのような小規模小売店主であっても、都市部の企業家と同様、中産階級に属することができる程度の所得を得ることができている。以上のような都市部の企業家や農村部の小規模小売店主に比べると、農業に従事しているスリランカ・ムスリムはさらに低所得の階層に属するのが通常であり、その多くは東部地域に居住する人々で占められている。

低所得層に属するスリランカ・ムスリムが直面する問題には、以下のようなものがある¹⁷⁾。第1に、公務員など、政府部門における雇用機会に欠いていることである。第2に、教育の機会が十分に保障されていないことである。この点に関して特に問題となるのは大学進学率が極めて低いことであるが(後述)、むしろ、このことと第1の問題点とは無関係ではない。そして第3の問題点は、スリランカ政府が実施する入植政策において、スリランカ・ムスリムに対する公正な土地の分配が保障されていないことである¹⁸⁾。この問題は、農業に従事している東部州のスリランカ・ムスリムにとって、狭隘な耕作地しか所有することができない小規模農家や、自らの農地を所有できない土地無し農家の解消を妨げる要因にもなっていた。

さて、以上はスリランカ・ムスリム内部での所得格差についてであったが、さらにスリランカ・ムスリムと他の民族との所得格差についてもみておこう。**表6**は、1981年度の月収を民族別・地域別にみたものである。全島平均の所得でみると、スリランカ・ムスリムの方が、マレーとバーガーを除く他の民族(低地シンハラ人、高地シンハラ人、スリランカ・タミル人、インド・タミル人)よりも高所得者であることが分かる。ただしスリランカ・ムスリムには、都市部の

17) *Ibid.*, p. 76.

18) 歴代スリランカ政府は、セイロン島西部地域の人口過密を解消するために、シンハラ人を東部地域に入植させる政策を実施してきた。しかしこの入植政策は、スリランカ・タミル人居住地域へのシンハラ人の入植を促進するものであったために、シンハラ人とスリランカ・タミル人の対立要因にもなっていた。むしろ入植政策は、東部地域に居住しているスリランカ・ムスリムに対しても不満の種であった。

表6 民族別・地域別にみた月収の状況（1981/2年）（単位：ルピー）

地 域	低地 シンハラ人	高地 シンハラ人	スリランカ ・タミル人	インド・ タミル人	スリランカ ・ムスリム	マレー	バーガー	その他
都市部	1562	2189	1526	1730	1443	1397	2576	3285
農村部	1076	1052	1095	613	1390	1734	1998	2927
エステート	505	624	428	428	971	—	—	—
全島平均	1184	1122	1189	519	1409	1426	2362	4499

出典：Ambalavanar Sivarajah, *Politics of Tamil Nationalism in Sri Lanka* (Denver: iAcademic Books, 1996), p. 79. から引用。エステートは、セイロン島中央高地に広がる紅茶プランテーション地域のことである。

所得でみるとより低所得者の側に、農村部およびエステートの所得でみるとより高所得者の側に移動する傾向がある。いうなればスリランカ・ムスリムは、他の民族に比べれば、都市部においてはより貧しく、農村部およびエステートにおいてはより豊かであるというわけである。

(イ) スリランカ・ムスリムの教育状況とその後進性

スリランカ・ムスリムが抱える問題のひとつに、教育的後進性の問題があった。むろん、この問題は、スリランカ・ムスリムの就業状況に影響を及ぼすものでもある。たとえばスリランカにおいては、収入と地位を保障してくれるような望ましい就職先は公務員職であったが、公務員職に従事しているスリランカ・ムスリムの割合は、他の民族に比べると圧倒的に小さかった（表7参照）。教育的後進性の問題が、公務員職への就業機会を著しく狭めることにもなっていたからである。

たとえばイギリス植民地支配期には、英語を話せることが植民地行政の末端に位置する現地人公務員への就職にとっての必須の要件であった。しかしながら、スリランカ・ムスリムのなかで英語力を有する者の人数は、極めて限られていた。表8は、英語力を有する者の割合を民族別にみたものである。1921年

19) バーガーは、オランダ東インド会社従業員とセイロン島現地人との間に生まれた人々の子孫であり、オランダの植民地支配期からイギリスの植民地支配期に移行する際に、セイロン島に取り残された者である。キリスト教徒であり、使用言語は英語である。ユーラシアンは、西欧人とセイロン島現地人との間に生まれた人々の子孫を指して用いられる言葉である。

表7 公務員職従事者の民族別割合 (1946/56/62/75年) (単位: %)

	医療系公務員				司法系公務員				上級公務員			
	1946	1956	1962	1975	1946	1956	1962	1975	1946	1956	1962	1975
シンハラ人	59.4	54.1	53.4	—	49.1	57.6	60.3	77.6	59.5	57.1	73.7	81.3
スリランカ・タミル人	33.3	38.1	41.1	—	26.4	30.3	26.9	18.8	26.7	29.4	17.9	15.9
スリランカ・ムスリム	—	1.5	2.1	—	—	6.1	10.2	3.3	—	1.7	2.3	2.0
バーガー	7.3	6.3	3.5	—	26.5	6.1	2.6	—	13.8	11.8	6.0	0.8

出典: Asoka Bandarage, *The Separatist Conflict in Sri Lanka: Terrorism, Ethnicity, Political Economy* (Abingdon: Routledge, 2009), p. 44. から引用。

表8 民族別にみた英語の識字率 (1901/11/21年) (5歳以上に占める割合) (単位: %)

	1901		1911		1921	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
低地シンハラ人	3.4	0.9	4.1	1.2	5.2	2.0
高地シンハラ人	0.5	0.1	0.8	0.2	1.2	0.3
スリランカ・タミル人	—	—	5.7	1.3	8.2	2.1
スリランカ・ムスリム	—	—	2.0	0.1	3.2	0.3
バーガーとユーラシアン	65.7	61.6	77.7	74.1	82.2	81.4

出典: R. Vasundhara Mohan, *Identity Crisis of Sri Lankan Muslims* (Delhi: Mittal Publications, 1987), p. 20, Table 2.3. から引用。

の男性の値をみると、割合の大きい方から順に、バーガーとユーラシアン (82.2%)、スリランカ・タミル人 (8.2%)、低地シンハラ人 (5.2%)、スリランカ・ムスリム (3.2%)、高地シンハラ人 (1.2%)¹⁹⁾であった。高地シンハラ人とスリランカ・ムスリムの割合が極めて低かったことが分かる。

スリランカ・タミル人は、植民地支配期にジャフナに多数設立されたミッション系の学校で英語教育を受け、その英語力をもとに公務員職に進出していった。それに対しスリランカ・ムスリムは、ミッション系の学校では英語教育だけでなく宗教教育も実施されるのではないかという点を危惧したため、19世紀末頃まで英語教育を受けることを拒んでいた²⁰⁾。信仰の方が大切だったわけであ

20) *Ibid.*, p. 16.

表9 宗教別にみた識字率の状況（1901/21年）（単位：％）

宗 教	1901		1921	
	男 性	女 性	男 性	女 性
キリスト教徒	55.2	30.0	66.0	50.1
仏教徒	34.9	5.2	50.4	16.8
イスラーム教徒	34.4	3.3	44.8	6.3
ヒンドゥー教徒	25.9	2.5	36.9	10.2

出典：Chandra Richard de Silva, "Education," in K. M. de Silva (ed.), *Sri Lanka: A Survey* (London: C. Hurst & Company, 1977), p. 405. から引用。

る。しかし、このことが結果的に、スリランカ・ムスリムが公務員職に進出する道を閉ざすことになってしまったのであった。

また、マドラサやマクタブといったイスラームの伝統的な学校でスリランカ・ムスリムに対する教育が実施される場合でも、教師の資質として重視されたのはアラビア語とクルアーンについての知識であった。そのため、スリランカ・ムスリムの子どもに対する教育のレベルは総じて低くなる傾向にあった²¹⁾。その影響は、たとえばスリランカ・ムスリムの識字率の低さに表れていた。表9をみると、スリランカ・ムスリムであるイスラーム教徒の識字率が、他の宗教に属する人々よりも概ね低かったことが分かる²²⁾。

以上は主に植民地支配末期の教育の状況についてであったが、さらにスリランカ独立後の状況に目を転じると、スリランカ・ムスリムは、高等教育とりわけ大学進学において、他の民族に遅れをとっていた。表10は、学部別の大学新入生における民族構成比をまとめたものである。シンハラ人とスリランカ・タミル人の双方が、ほぼどの学部においても2桁台（10%台）の割合を維持しているのに対し、スリランカ・ムスリムは1桁台（1%台）の割合しかないと分かる。このことは、スリランカ・ムスリムが、大学受験の前段階である高

21) Ameerdeen, *op. cit.*, pp. 42-3.

22) Chandra Richard de Silva, "Education," in K. M. de Silva (ed.), *Sri Lanka: A Survey* (London: C. Hurst & Company, 1977), p. 405. なお、ムスリム以外については他の民族が混在している可能性を否定できないが、仏教徒はシンハラ人、ヒンドゥー教徒はタミル人、キリスト教徒はシンハラ人とタミル人の混成であると考えればよいだろう。

表10 学部別にみた大学新入生の民族構成比（1969～77年）（単位：％）

民族 年度	物理学・ 生物学・ 建築学	工学	薬学	歯学	農学	獣医学	人文学	法学
シンハラ人								
1969	69.7	51.7	48.9	52.4	44.7	27.7	89.1	57.7
1973	73.1	73.1	58.8	51.0	46.6	87.0	91.8	77.3
1977	73.0	79.5	68.0	76.0	74.5	55.2	85.8	—
スリランカ・タミル人								
1969	27.6	48.3	48.9	38.1	47.4	66.7	6.9	34.6
1973	23.6	24.4	36.9	46.9	51.1	13.0	5.9	18.1
1977	23.1	19.1	27.8	24.0	23.5	44.8	9.2	—
スリランカ・ムスリム								
1969	2.1	—	0.9	9.5	5.3	—	4.0	5.8
1973	2.1	1.8	2.3	2.1	2.3	—	2.0	2.3
1977	3.4	1.4	3.7	—	2.0	—	4.5	—
その他								
1969	0.6	—	1.3	—	2.6	5.6	0.0	1.9
1973	1.2	0.7	2.0	—	—	—	0.3	2.3
1977	0.5	—	0.4	—	—	—	0.6	—

出典：Chandra Richard de Silva, "Sinhala-Tamil Relations and Education in Sri Lanka: The University Admissions Issue-the First Phase, 1971-7," in Robert B. Goldman and A. Jeyaratnam Wilson (eds.), *From Independence to Statehood: Managing Ethnic Conflict in Five African Countries and Asian States* (London: Frances Pinter, 1984), pp. 138-140, Table 9.4. から作成。なお、元の表ではタミル人となっているが、現実にはそのほとんどがスリランカ・タミル人であるため、表10ではスリランカ・タミル人と表記した。

等学校の教育においても他の民族に遅れをとっていたことを意味している。また、スリランカ全域における民族構成比と比較してみると（表1参照）、それに比べてスリランカ・タミル人の割合が極めて高いこと、スリランカ・ムスリム²³⁾の割合が極めて低いことも分かる。

23) 入学者に占めるシンハラ人の割合をみると、スリランカ・タミル人のそれよりは大きいものの、スリランカ全域におけるシンハラ人の民族構成比からすればかなり小さい数値になっていることが分かる。いうなれば、シンハラ人の数値は過小代表、タミル人の数値は過剰代表の値になっているのである。その結果シンハラ人は、タミル人の過剰代表性に嫉妬を募らせて、スリランカ・タミル人と対立していくことになる。その意味で、大学新入生における民族構成比は、スリランカにおける民族対立について考える際の重要な論点になる。たとえば以下を参照。Chandra Richard de Silva, "Sinhala-Tamil Relations and Education in Sri Lanka: The University Admis-

上記のようなデータにもとづいてスリランカ・ムスリムの教育の状況を見ると、スリランカ・ムスリムが、他の民族よりも教育の面で遅れをとっていたことが分かる。むろん、これは、スリランカ・ムスリムによっても常に意識されていた問題である。それゆえに独立後のスリランカでは、このような教育的後進性を打破することこそが、スリランカ・ムスリムの政治家が取り組むべき重要課題のひとつになるのである。なお、そのためにスリランカ・ムスリムがシンハラ人と共同で実施する大学入試制度改革は、スリランカ・タミル人の反感を強めてスリランカにおける民族対立を高めるひとつの要因として機能することにもなる。この点については後述することとしたい（第2節(3)）。

第2節 スリランカ・ムスリムの政治的スタンス ——公用語・地方分権・教育——

本節では、独立後のスリランカにおける民族対立の発生・激化の原因となった諸問題に対して、スリランカ・ムスリムがどのように対応してきたのかを概観し、スリランカ・ムスリムの政治的スタンスについて考察を加えることとしたい。

以下では、まず、シンハラ・オンリー政策（公用語問題）に対するスリランカ・ムスリムの政治的スタンスについて検討を加える。次に、主としてスリランカ・タミル人によって提起されてきた地方分権案に対するスリランカ・ムスリムの政治的スタンスを検討する。そして3点目として、教育的後進性の打破の問題に対するスリランカ・ムスリムの政治的スタンスを、1970年代に実施された大学入試制度改革との関係からみていくこととしたい。

(1) シンハラ・オンリー政策とスリランカ・ムスリム

独立語のスリランカ政治は、シンハラ・オンリー政策（公用語問題）をめぐ

sions Issue - the First Phase, 1971-7," in Robert B. Goldman and A. Jeyaratnam Wilson (eds.), *From Independence to Statehood: Managing Ethnic Conflict in Five African Countries and Asian States* (London: Frances Pinter, 1984). なお、シンハラ人がスリランカ・タミル人に対抗する際に共同戦線を張るのは、スリランカ・ムスリムである（第2節(3)で後述）。

るシンハラ人とスリランカ・タミル人の民族対立の発生によって、大きく変容することになる。その傾向が顕著になるのは、シンハラ・オンリー政策の是非が争われた1956年の総選挙以降のことである。

シンハラ・オンリー政策は、人民統一戦線 (Mahajana Eksath Peramuna, MEP) を率いるスリランカ自由党 (Sri Lanka Freedom Party, SLFP) の党首 S・W・R・D・バンダーラナーヤカ (Solomon West Ridgeway Dias Bandaranaike) によって提唱された政策である。その内容は、シンハラ人の母語であるシンハラ語だけを公用語に定め、スリランカ・タミル人、インド・タミル人、スリランカ・ムスリムの母語であるタミル語を公用語から排除する、というものであった。しかし、この政策は、独立直前の1944年に開始された公用語をめぐる国家評議会 (State Council) の議論で得られた結論、すなわち、「シンハラ語とタミル語の双方を独立後の公用語にする」という結論に反するものであった。そのためシンハラ・オンリー政策は、イギリス植民地支配期から続いてきたシンハラ人とスリランカ・タミル人との間の協力関係を、一気に崩壊させることになったのであった。²⁴⁾

両タミル人と同様に、スリランカ・ムスリムもタミル語を母語とする民族である。しかし、すでに述べたように、スリランカ・ムスリムは言語 (タミル語) ではなく宗教 (イスラーム) にアイデンティティの基礎をおく民族であり、自己を「タミル語を話す人々」として意識する傾向はあまり強くなかった。とりわけ、東部州および北部州の外部に位置するシンハラ人居住地域に住むスリランカ・ムスリムの場合には、シンハラ語を日常用語として使う者が多かったために、自らをタミル語を話す者と認識する傾向はさらに弱くなっていた。シンハラ人が多数を占める地域で貿易業や商業を営んでいるスリランカ・ムスリムは、シンハラ人との良好な民族関係を維持することに熱心でもあったため、

24) 国家評議会の議論では、イギリス植民地支配期の公用語である英語を排除することに狙いが定められていたため、両言語については平等な扱いが求められることになった。このあたりの事情も含めて、シンハラ・オンリー政策をめぐる民族対立の展開については、注11に掲げた拙稿を参照されたい。

シンハラ・オンリー政策をむしろ好意的に評価するという「現実的」な選択を行う傾向もあった。²⁵⁾

むしろ、このような現実主義的な選択についてみれば、スリランカ・ムスリムの政治家についても同様であった。たとえば、先にふれた1944年に始まる公用語の議論でも、シンハラ語だけの公用語化に積極的に賛成するスリランカ・ムスリムの政治家が存在していた。その代表者であるラジーク (A. R. A. Razik)²⁶⁾ は、国家評議会の議論において以下のように述べ、シンハラ語だけの公用語化を強く求めたのである。すなわち、「私は、この国とこの国に住む人々にとっての最大の利益は、ひとつの公用語によって私達の中に生み出される結束 (unity) であると思っている。私達は現在、実際に分断されている。それぞれのコミュニティが、固有の言語を使用しているのである。しかし、皆がひとつの言語を使うようになれば、そのとき私達は、タミル人、ムーア人、シンハラ人、バーガー、マレーといった単位にもとづいて考えることをしなくなるだろう²⁷⁾」と、である。国家評議会における議論は最終的にタミル語を公用語に含めることで決着をみたのであるが、当初からラジークのような主張をする人物がいたことには注意を払う必要があるだろう。²⁸⁾

また、シンハラ・オンリー政策の是非をめぐって争われた1956年の総選挙の後には、反シンハラ・オンリー政策を党是に掲げていた連邦党から出馬した東部州出身のスリランカ・ムスリム2名が、当選後にシンハラ・オンリー政策を掲げる MEP に移籍してしまうという事件も起きていた。これなどは、まさしく、スリランカ・ムスリムがシンハラ・オンリー政策の是非だけを判断の拠り

25) Ameerdeen, *op. cit.*, p. 39.

26) ラジークは、スリランカ独立後に爵位を授与され、ファリード (Sir Razik Fareed) に改名している。K. M. de Silva, *Managing Ethnic Tensions in Multi-Ethnic Societies: Sri Lanka 1880-1985* (Lanham: University Press of America, 1986), p. 120.

27) K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, p. 258. Ameerdeen, *op. cit.*, p. 72.

28) スリランカ・ムスリムの政治家であったジャヤー (Tuan Brahanudeen Jayah) は、ラジークとは反対の立場に立って公用語にタミル語を含めることに賛成していた。K. M. de Silva, *Managing Ethnic Tensions*, p. 121. その意味では、スリランカ・ムスリムのなかにも多様な意見があったといえよう。

29) A. Jeyaratnam Wilson, *The Break-Up of Sri Lanka: The Sinhalese-Tamil Conflict* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1988), p. 104.

所に行っているわけではない、ということを示唆する事件であった。なお、上述のラジークは、総選挙後の国会で「シンハラ語公用語法 (the Official Language Act, No. 33 of 1956)」案が審議された際には、同法案に対する賛成票を投じている。

ところで、スリランカ・ムスリム国会議員のシンハラ・オンリー政策に対する以上のような反応は、スリランカ・タミル人にとっては予想外のものであった。母語がタミル語であるにもかかわらず、シンハラ語を公用語として選択したからである。しかし、そのような選択は、言語よりも宗教を重視しているスリランカ・ムスリムにとっては、決しておかしい選択ではない。むしろ、そのようなスリランカ・ムスリムの思考方法を理解できなかったスリランカ・タミル人の方に問題があったともいえるだろう。実際のところスリランカ・タミル人には、スリランカ・ムスリムを「イスラームに改宗したタミル人 (Islamic Tamil)」として認識する傾向が強かったのである。

そのような認識を代表するものとして、19世紀末から20世紀初頭にかけて活躍したスリランカ・タミル人の政治家である、ポンナンバラム・ラーマナータン (Ponnambalam Ramanathan) の主張をあげることができる。1888年に発表された論文においてラーマナータンは、「スリランカ・ムスリムはイスラームに改宗したタミル人である」との主張を大々的に展開し、スリランカ・ムスリムからの激しい反論を招いたのであった。³⁰⁾たとえばラジークは、タミル人のなかにスリランカ・ムスリムを位置付けようとするいかなる試みも、「ムスリム共同体に対する、タミル人共同体による民族的ジェノサイドである」³¹⁾とまで言い

30) ポンナンバラム・ラーマナータンは、弟のポンナンバラム・アルナチャラム (Ponnambalam Arunachalam) とともに、19世紀末から20世紀初頭にかけてのタミル人を率いた政治的指導者であった。ラーマナータンの論文は、Ponnambalam Ramanathan, "The Ethnology of 'Moors' of Ceylon," in John Clifford Holt (ed.), *op. cit.* である。この論文に対する反論として有名なのは、1907年に発表された以下の論文である。I. L. M. Abdul Azeez, "A Criticism of Mr. Ramanathan's 'Ethnology of Moors of Ceylon'," in John Clifford Holt (ed.), *op. cit.*

なお、「私はタミル人ではない」というスリランカ・ムスリムのアイデンティティがスリランカ・ムスリム自身によって強く自覚されるようになっていくのは、これらのアイデンティティ論争を通じてのことであった。このあたりの事情については、川島、前掲論文、8-9頁を参照。

31) Mohan, *Identity Crisis*, pp. 29-30.

切って批判したほどである。これほどに手厳しい批判は多くなかったとはいえ、ラーマナータンの主張に対してスリランカ・ムスリム政治家の多くが抱いた印象は、「スリランカ・ムスリムをタミル人陣営のなかに取り込もうとする政治的方便に過ぎない」というものであった。植民地支配末期におけるシンハラ人とスリランカ・タミル人の主導権争いのなかで、数のうえで劣勢に立たされたスリランカ・タミル人がスリランカ・ムスリムを自陣営に取り込もうとしてもがいているだけだ、というわけである。

ともあれ、スリランカ・ムスリムとの共同が可能であると安易に考えがちであったスリランカ・タミル人の政治家に決定的に欠けていたのは、スリランカ・タミル人とスリランカ・ムスリムの間に横たわる、ラーマナータン＝ラジーク論争に代表されるような歴史的な確執に対する配慮であろう。それがなかったがゆえにスリランカ・タミル人は、スリランカ・ムスリムとの連帯の可能性を過大に評価してしまったのである。

他方でシンハラ人の側に目を転じると、シンハラ人の側にも、この確執を利用してスリランカ・ムスリムを自陣営に取り込もうとしていた嫌いがある。たとえば、MEPを率いるバンダーラナーヤカは、1956年の総選挙後にスリランカ・ムスリムに対する特別の国営専門学校を設立したり、小学校におけるアラビア語教育を実施したりするための法律を制定したりするなど、スリランカ・ムスリムの教育環境を向上させる政策を多数実施するようになった。³²⁾スリランカ・ムスリムが問題視してきた教育的後進性の問題に対応する姿勢を取ることによって、スリランカ・ムスリムからのさらなる支持を得ようとしたのであろう。あるいは、より厳しい見方をすれば、スリランカ・タミル人とスリランカ・ムスリムの確執を利用して、両民族の協力関係の構築を妨げるという狙いがあったともいえるだろう。すなわち、分断統治である。

このようにみえてくると、シンハラ・オンリー政策以後のスリランカ政治におけるスリランカ・ムスリムの政治的行動について考える際には、次の2点に注

32) Ameerdeen, *op. cit.*, p. 72.

意しなければならないことが分かる。第1に、スリランカ・ムスリムとスリランカ・タミル人の間には、宗教と言語の「ズレ」に起因する潜在的な確執が存在していた、ということである。第2に、そのような確執を利用すれば、シンハラ人がスリランカ・タミル人とスリランカ・ムスリムの間に楔を打ち込むことも可能であった、ということである³³⁾。そして以上の結果スリランカ・ムスリムは、言語と宗教の「ズレ」を理解しないスリランカ・タミル人と、その「ズレ」を利用しようとするシンハラ人との間で翻弄されやすい存在になってしまうのであった。

(2) 地方分権問題とスリランカ・ムスリム

スリランカ政治においては、1950年代以降、スリランカ・タミル人による地方分権の強化を求める提案が頻繁に提起されるようになった。

地方分権に関する最初の提案は、セルワナーヤガム (Samuel James Velupillai Chelvanayagam) が党首を務めるスリランカ・タミル人政党の連邦党 (Federal Party, FP) が、1951年に開催した最初の党大会で要求した「タミル言語自治州の創設」要求であった (連邦制の導入³⁴⁾)。その後、地方分権の強化要求はシンハラ・オンリー政策の是非をめぐるスリランカ・タミル人とシンハラ人の民族対立の発生によって活発化し、1957年に成立したバンダーラナーヤカ＝セルワナーヤガム協定 (Bandaranaike=Chelvanayagam Pact) のもとでは「地域評議会 (Regional Council) の創設」が、1965年に成立したセーナナーヤカ＝セルワナーヤガム協定 (Senanayake=Chelvanayagam Pact) のもとでは「県評議会 (District Council) の設置」が要求されるようになった。1976年には、タミル人政党が連合して結成した「タミル統一解放戦線 (Tamil United Liberation Front, TULF)」によって「タミル・イーラム国」の平和的建国が要求されるようになり (それを武力によって建国しようとしたのが反政府武装組織の LTTE であった)、さ

33) K. M. de Silva, *Managing Ethnic Tensions*, p. 232.

34) 詳しくは、拙稿「スリランカ：連邦党の結成とタミル・ナショナリズム—1956年総選挙までの展開—」を参照。

らに1977年には、「県開発評議会 (District Development Council)」³⁵⁾の設置が求められるようになった。そして内戦開始後の1987年には「インド・スリランカ和平協定 (Indo-Sri Lanka Accord)」³⁶⁾にもとづく「州評議会 (Provincial Council)」の設置が提案され、内戦終結後の現在においても、やはり、地方分権の強化が重要な論点として提起されている。独立後のスリランカにおける地方分権案についてみると、まさしく枚挙に暇がない程である。

ところで、以上のような地方分権案に相対したときにスリランカ・ムスリムがとった対応は、いかなる地方分権案にも反対する、というものであった。³⁷⁾上記の地方分権案のなかで、実際に成立したといえるのは州評議会だけであるが、それに対してでさえ、スリランカ・ムスリムは反対していたのであった。そのような頑なな姿勢の背後には、先にふれたスリランカ・ムスリムの居住状況にみられる特徴が関係している。

すでにみたように、地方分権の対象となる北部州と東部州に居住しているスリランカ・ムスリムはその総人口の3分の1程度に過ぎず、シンハラ人居住地域で暮らすスリランカ・ムスリムの人数の方が多かった。シンハラ人居住地域で暮らしているスリランカ・ムスリムの多くは、シンハラ人相手に貿易業や商業を営んでいる人々であった。そして、そのようなスリランカ・ムスリムにとって自らの利益を守るために必要とされることは、地方分権を強化することではなくシンハラ人との日常的な協調関係を維持することであった。³⁸⁾このような考え方は、コロンボに地盤をもつスリランカ・ムスリムの政治家がリーダーシップを発揮していた時代には、スリランカ・ムスリムの主流派の意見であった。

35) 県開発評議会は、1981年の選挙によって議員が選出されたものの十分に機能することがないままに1983年に廃止された。K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, p. 176. なお、県開発評議会に取って代わるものが州評議会であった。

36) 1987年にインド政府とスリランカ政府との間で締結されたこの和平協定では、スリランカ・タミル人が多数居住する北部州と東部州を合併させて北東部州 (North-Eastern Province) を設置し、それをひとつの自治単位とすることによってスリランカ・タミル人の自治権を強化することが求められていた。この協定を受けて実施された第13次憲法修正が、州評議会設置の基本方針を示すものである。

37) K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, p. 263.

38) *Ibid.*, p. 76.

それゆえもし仮に、シンハラ人居住地域に住むスリランカ・ムスリムが地方分権の強化を主張したとすれば、シンハラ人からだけでなくスリランカ・ムスリムからの厳しい批判にも曝されることになっただろう。

次に、北部州と東部州に居住しているスリランカ・ムスリムに目を転じると、そこには以下のような心配があった。北部州と東部州の地方自治が強化されたとしても、その際にはヒンドゥー教徒であるスリランカ・タミル人が政治的主導権を握るようになるだけであり、イスラームであるスリランカ・ムスリムは宗教的にみても人口的にみても少数派になるだけだ、という心配である。そして実際、表4と表5でみたように、この心配は的を射たものであった。北部州においても東部州においても、人口構成比で最も大きな割合を占めていたのはスリランカ・タミル人であってスリランカ・ムスリムではなかった(表5)。県単位でみた場合でも、北部州と東部州でスリランカ・ムスリムの人口構成比がスリランカ・タミル人のそれを上回っていたのは、アンパーラ県だけであった(表4)。つまり、地方分権が州単位で行われようと県単位で行われようと関係なく、スリランカ・ムスリムは常に少数派のなかの少数派の地位に埋没してしまう可能性が高かったのである。

それゆえ以上のような居住状況にみられる特徴を考慮に入れると、スリランカ・ムスリムがスリランカ・タミル人の提唱する地方分権案に協力しなかったのも当然のことだったといえるだろう。

また、種々の地方分権案に対するスリランカ・ムスリム政治家の具体的な対応をみると、否定的な態度を示すことが実際にも多かつた³⁹⁾ことが分かる。たとえばバンダーラナーヤカ＝セルワナーヤガム協定における「地域評議会の創設」という提案についてみると、スリランカ・ムスリムの政治家のなかには、この提案自体を好ましく思わない者が多数存在していたように思われる。というのも、1956年の総選挙に際して東部州のスリランカ・ムスリムの国会議員のなかに、次のような意見を表明する者がいたからである。すなわち、「この国

39) K. M. de Silva, *Managing Ethnic Tensions*, p. 233.

は、タミル人やシンハラ人だけのものではなく、第3の民族であるスリランカ・ムスリムのものでもある」という意見である。⁴⁰⁾この意見を表明した人物は、タミル語の地位の低下については同情を示していたといわれているが、スリランカ・タミル人が提案する地方分権案には賛成できなかったのであろう。

次の事例は、セーナナーヤカ＝セルワナーヤガム協定にもとづき1966年に提案された「県評議会」の設置法案が、廃案に追い込まれた経緯についてである。この法案は、連邦党と連立政権を組んでいた統一国民党（United National Party, UNP）が、連邦党の要請を受けて国会に提出した地方分権強化策であった。しかしスリランカ・ムスリムは、法案審議の際に県評議会の設置に反対する陣営に加わり、法律の成立を頑なに阻止しようとしたのである。しかも、その先鋒を担いだのは、同法案を提出したUNPに所属するラジークであった。⁴¹⁾ラジークが恐れていたのは、県評議会の設置によって東部州に居住するスリランカ・ムスリムがスリランカ・タミル人よりも少数派となってしまうこと、その結果として、スリランカ・ムスリムに対するスリランカ・タミル人の支配が強化されることであった。⁴²⁾まさに、先に論じた不安そのままだといえるだろう。

なお、県評議会設置法案が廃案になった結果としてUNPと連邦党との連立政権が崩壊することになるのであるが、このことは、スリランカにおける民族対立の歴史を考えるうえで、とりわけ重要な意味をもつ出来事でもあった。なぜならば、シンハラ・オンリー政策以降に初めて成立したスリランカ・タミル人とシンハラ人の協力関係が、これによって崩壊してしまったからである。その意味においてスリランカ・ムスリムは、両民族の和解をもたらしたかも知れない重要法案の審議に際し、自民族の利益を優先させて法案に反対したということになる。

40) Ambalavanar Sivarajah, *The Federal Party of Sri Lanka: The Strategy of an Ethnic Minority Party in Government and Opposition 1949-2002* (Colombo: Kumaran Book House, 2007), p. 17. Kearney, *op. cit.*, p. 103. なお、原文では、「スリランカ・ムスリム」ではなく「セイロン・ムーア (Ceylon Moor)」である。

41) K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, p. 263.

42) Neil de Votta, *Blowback: Linguistic Nationalism, Institutional Decay, and Ethnic Conflict in Sri Lanka* (Stanford: Stanford University Press, 2004), p. 133.

その後に行われた、県開発評議会(1977年)や州評議会(1987年)の設置に関する審議に際しても、スリランカ・ムスリムは常に、地方分権案に対する慎重な姿勢を維持し続けた。県開発評議会の設置審議についてみると、そこでは新たに設けられた大統領諮問委員会で主要な議論が行われるようになっていた。ところが、諮問委員会所属のスリランカ・ムスリムの委員2名が、諮問委員会が公表する報告書において県開発評議会の設置に対する辛らつな批判を書き連ねるといふ事件が起こったのであった。⁴³⁾ あからさまな反対意見の表明である。また、州評議会の設置についてみると、スリランカ・ムスリムは、インド・スリランカ和平協定締結後に州評議会の設置が議題にあがるようになってからは、東部州におけるスリランカ・ムスリム独自の行政単位の設置や、スリランカ・ムスリムで構成される州の設置を要求するようになっていた。そのような要求の背景をなしていたのは、地方分権の強化によってスリランカ・タミル人よりも少数派であるスリランカ・ムスリムが、政治的に周辺化されてしまうことに対する恐れであった。⁴⁵⁾

以上のようにみえてくると、スリランカ・ムスリムとスリランカ・タミル人は、公用語問題のみならず、地方分権の問題についても相容れない立場にあったことが分かる。そしてそのようなスリランカ・ムスリムは、シンハラ人からみれば、地方分権の強化に反対してくれる好ましい味方でもあったということになるのである。

(3) 教育的後進性の問題とスリランカ・ムスリム

すでに見てきたとおり、教育的後進性の問題は、スリランカ・ムスリムにとっての解決すべき重要課題であった。それゆえスリランカ・ムスリムは、自民

43) K. M. de Silva, *Managing Ethnic Tensions*, p. 233, p. 319. 10名で構成される諮問委員会の民族構成は、高地シンハラ人1名が議長を務め、その他はシンハラ人3名、スリランカ・ムスリム3名、タミル人3名であった。Ibid., p. 314.

44) K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, p. 318.

45) Latheef Farook, *Nobody's People: The Forgotten Plight of Sri Lanka's Muslims* (Colombo: South Asia News Agency, 2009), p. 276.

族が受けることのできる教育の質と量に非常に敏感であった。

質についてみると、スリランカ・ムスリムは、ムスリムとしてのアイデンティティの形成に資するようなイスラーム教育を必要としていた。この点に関しては、小学校でアラビア語の授業を受けられるようにするといった改革がバンダーラナーヤカによって実施されたり、ムスリム学校が新設されてムスリムの教師が採用されたりするなど、独立後のスリランカにおいてはスリランカ・ムスリムの求める方向性に沿った着実な進展があった。

ところが量についてみると、そうではなかった。とりわけ高等教育についてみると、大学新入生に占めるスリランカ・ムスリムの割合の低さに端的に現われていたように(表10)、スリランカ・ムスリムの劣位は明らかであった。スリランカ・ムスリムは、それゆえに大学新入生の選考に際しては民族毎にクォータを設定すべきであるとさえ主張していたのであるが⁴⁶⁾、そのような制度の変更は、スリランカ・タミル人による強い反発もあって、長らく実施されることはなかった。そこで、そのような教育の量をめぐるスリランカ・ムスリムの現状を変化させるために実施されることになったのが、1970年代の一連の大学入試制度改革である。

大学入試制度改革を担当したのは、SLFPのシリマウォ・バンダーラナーヤカ(Sirimavo Bandaranaike)率いる統一戦線(United Front)政権で教育大臣を務めていた、スリランカ・ムスリム政治家のマハムード(Baduddin Mahamud)であった⁴⁷⁾。マハムードは、教育分野におけるスリランカ・ムスリムの利益や特殊なニーズを常に意識していた政治家であり、その任期中に、スリランカ・ムスリムの高校進学率の向上と識字率の向上とを成し遂げた人物である⁴⁸⁾。また、スリランカ・タミル人とのライバル関係を強く意識する政治家でもあり、たとえばシンハラ・オンリー政策については、それがスリランカ・タミル人を弱体化

46) K. M. de Silva, *Managing Ethnic Tensions*, p. 233. ちなみに、クォータ制度の導入に対して最も強く反対したのはスリランカ・タミル人であった。

47) マハムードは、第1次シリマウォ政権(1960-5年)でも教育大臣(1960-3年)を務めていた。

48) K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, p. 262.

49) Mohan, *Identity Crisis*, p. 41.

表11 大学入学試験に合格するために必要とされる
最低得点 (使用言語別) (1971年)

	人文学部	工学部	薬学・歯学部	生物学部	物理学部	建築学部
シンハラ語	187	227	229	175	183	180
タミル語	170	250	250	181	204	194

出典：C. R. de Silva, "The Impact of Nationalism on Education: The School Take-Over (1961) and the University Admissions Crisis 1970-75," in Michael Roberts (ed.), *Collective Identities, Nationalism, and Protests in Modern Sri Lanka* (Colombo: Marga Institute, 1979), p. 486, Table V. から作成。

させることになるからとの理由で賛成したほどでもあった。そのようなマムードがスリランカ・タミル人の反対を押し切って実施した大学入試制度改革は、大学教育におけるスリランカ・ムスリムの後進性を打破するための切り札とでもいべき取り組みであった。⁵⁰⁾

大学入試制度改革のために導入された主な方法には、標準化政策 (standardization policy) と県別クォータ制度 (district quota system) がある。このうち最初に実施された標準化政策 (1971年) は、大学入学試験を受ける際の使用言語に応じて合格必要点に差をつけるというものであった。表11はその際に導入された合格必要点であるが、シンハラ語で受験する者とタミル語で受験する者⁵¹⁾とでは合格必要最低点が異なっていることが分かる。そして、そこからも分かるように、この制度の導入によって大学に合格し辛くなったのはタミル語で理系学部を受験する者であった。しかし、これでは、スリランカ・タミル人だけでなく、同じくタミル語で受験するスリランカ・ムスリムにも不利益が生じるようになってしまう。そこで次に実施されることになったのが、教育後進地域出身の学生を優先的に合格させるという県別クォータ制度 (1974年) であった。これにより、教育の質と量の両面で遅れをとっていたスリランカ・ムスリムを救おうとしたのである。⁵²⁾ また実際にも、この制度の導入によって、ス

50) たとえば以下を参照。K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, pp. 130-6.

51) 表11をよくみると、文系である人文学部だけが、タミル語で受験する学生の方が合格しやすい得点設定になっている。その理由としては、就職時に有利になる理系学部⁵¹⁾にシンハラ語で受験する学生を合格させ、不利になる文系学部にはタミル語で受験する学生を合格させようとしていたから、といわれる。

52) Chandra Richard de Silva, "Sinhala-Tamil Relations and Education," p. 131.

リランカ・ムスリムの理系学部への新入生の人数は倍増したのであった。

他方で、一連の大学入試制度改革によって最も不利益を被ったのは、教育先進地域であるジャフナ地域出身の、タミル語で受験をするスリランカ・タミル人であった。そのことは、たとえば理系学部へのスリランカ・タミル人新入生の割合が大学入試制度改革の実施後に激減していることから明らかであろう(表10参照)。つまり、スリランカ・ムスリムの教育的後進性の問題についても、スリランカ・ムスリムによる自らの利益を重視した行動によってスリランカ・タミル人が不利益を被ることになったわけである。

さて、以上のような大学入試制度改革について、内戦との関連から通常指摘されるのは、大学入試制度改革の結果として大学就職に有利な理系学部への進学を阻まれるようになったスリランカ・タミル人青年層が、そのような改革を実施したシリマウォ政権に絶望し、独立国家の樹立を求める武装闘争の道を選択するきっかけとなった、ということである。しかしながら、改革による実際の影響は、スリランカ・タミル人とシンハラ人の対立の悪化だけに留まることはなく、そのような改革を主導したスリランカ・ムスリムとスリランカ・タミル人との対立、さらにはスリランカ・ムスリムとシンハラ人との対立をも招くことになった。むろん、その理由としてあげられるのは、大学入試制度改革がスリランカ・ムスリムの利益となるように実施されたことである。たとえばスリランカ・ムスリムとシンハラ人の対立をみると、それはやがては小規模ながらも民族暴動に発展するまでになり、1976年のプッタラマにおける暴動では、12人ものスリランカ・ムスリムがシンハラ人によって殺害されてしまうほどになった。スリランカ・ムスリムが民族暴動の攻撃対象になったのは、「1915年の民族暴動」⁵⁴⁾以来、初めてのことである。

ともあれここでは、スリランカ・ムスリムの教育的後進性の問題を背景とする大学入試制度改革が、シンハラ人とスリランカ・タミル人の対立を悪化させ

53) K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, pp. 130-1.

54) キャンディで発生した1915年の民族暴動は、スリランカ・ムスリムとシンハラ人の中で起こった暴動である。スリランカ史上、初の民族暴動であったとされる。川島、前掲論文、10-3頁に詳しい。

るだけでなく、三つ巴の民族対立を生むきっかけになったということを押さえておきたい。⁵⁵⁾

第3節 スリランカ・ムスリム会議の結成

本節では、スリランカ・ムスリムの民族政党として1981年に結成された、スリランカ・ムスリム会議 (Sri Lanka Muslim Congress, SLMC) について検討することとしたい。まず、スリランカ・ムスリムの伝統的な政治スタイルについて考察し、次に、SLMC 結成の背景、その基本方針、党結成後の展開の3点について順に検討する。SLMC の詳細について知ることは、1980年代以降のスリランカ・ムスリムの政治的スタンスを明確にするうえで、不可欠の作業である。

(1) スリランカ・ムスリムの伝統的政治スタイル

—シンハラ人と党との協調の重視—

スリランカでは、少数派の民族が自らの民族政党を結成し、その活動を通じて自民族の利益を確保しようとすることが多い。たとえばスリランカ・タミル人にはタミル人会議 (Tamil Congress, TC) と連邦党があり、インド・タミル人にはセイロン労働者会議 (Ceylon Workers Congress) があった。しかしながらスリランカ・ムスリムには、自らの政党がなかった。そのためスリランカ・ムスリムは、もっぱら政権与党に加わることによって自らの利益の確保に努めるという方法を採用することが多くなる傾向にあった。⁵⁶⁾

55) 大学入試制度改革は、低地シンハラ人と高地シンハラ人の対立を生み出すことにもなった。植民地支配期からの教育先進地域であった低地シンハラ人居住地域に比べると、高地シンハラ人居住地域は依然として教育後進地域であった。それゆえに県別クォータ制度の導入は、低地シンハラ人よりも高地シンハラ人の方に有利に働くことになったからである。しかも高地シンハラ人は、制度導入後にロビー活動を通じて高地シンハラ人に対するクォータを大きくさせたともいわれている。Chandra Richard de Silva, "Sinhala-Tamil Relations and Education," p. 129. ちなみに、当時の首相シリマウォ・バンダーラナーヤカは、高地シンハラ人であった。

56) このようなアプローチを、スリランカ・ムスリムの政治家であるラジークは手段的アプローチ (instrumental approach) と呼んでいた。James Jupp, *Sri Lanka: The Third World Democracy* (London: Frank Cass, 1978), p. 151. Ameerdeen, *op. cit.*, p. 87.

スリランカ・ムスリムのこのような政治スタイルは、スリランカ・ムスリムに対して、シンハラ人との協調関係を常に重視させることになっていた。なぜなら独立後のスリランカ政治では、常にシンハラ人が主体となる UNP や SLFP が与党であり続けたからである。たとえばアマーディーンは、スリランカ・ムスリムの政治スタイルがシンハラ人に対する「建設的な同化」を目指そうとするものであるのに対し、スリランカ・タミル人のそれは「平等の実現と自らのアイデンティティの保護」⁵⁷⁾とを闘争と対立を厭わずに追求しようとするものであるとしている。つまり、スリランカ・タミル人が自民族の政党を結成してシンハラ人に抵抗したのに対し、スリランカ・ムスリムは自民族の政党を結成せずにシンハラ人との協調関係を重視した、というわけである。スリランカ・ムスリムの政治スタイルにみられるそのような傾向は、表12にも明瞭に現れているといえる。

表12は、総選挙におけるスリランカ・ムスリム立候補者の所属政党、当選者数（すなわちスリランカ・ムスリムの国会議員数）、スリランカ・ムスリムの閣僚就任者数についてまとめたものである。シンハラ人を主体とする政党（UNP、SLFP）からの立候補者とタミル人を主体とする政党（FP、TC、TULF）からの立候補者の人数を比較すると、タミル人政党から立候補するスリランカ・ムスリムの人数よりも、シンハラ人政党から立候補するスリランカ・ムスリムの人数の方が遙かに多いことが分かる。さらに閣僚就任者数についてみると、全期間にわたってスリランカ・ムスリムの閣僚が存在していることが分かる。スリランカ・タミル人の場合には閣僚に就任していない時期もあるので、これもスリランカ・ムスリムの大きな特徴だといえるだろう。いずれのデータも、スリランカ・ムスリムが、UNP や SLFP といった政権に就きうる政党との密接な関係を重視していたことの証であるといえる。

なお、UNP と SLFP とを比較してみると、スリランカ・ムスリムとの関係がより強かったのは UNP の方であった。その理由は、貿易業や商業を営むス

57) Ameerdeen, *op. cit.*, pp. 83-4. さらにアマーディーンは、そのようなアプローチの違いが両民族の間に不信感を生み出す原因にもなったと述べている。

表12 総選挙におけるスリランカ・ムスリム候補者の所属政党 (1947～77年)

回 (年 月)	シンハラ人政党		タミル人 政党	社会主 義政党						(参考) タミル人
	UNP	SLFP/ MEP	FP/TC/ TULF	CP/ LSSP	無所属	その他	合 計	当選者 数 ^a	閣僚就 任者数 ^b	閣僚就 任者数 ^c
第1回 (47.9)	9	—	—	2	8	—	19	6	1	2
第2回 (52.5)	6	1	—	—	6	—	13	6	1	2
第3回 (56.4)	2	1	2	1	7	2	15	7	1→4	0
第4回 (60.3)	5	2	1	2	19	8	37	9	1	0
第5回 (60.7)	8	5	2	—	3	2	20	11	1	0
第6回 (65.3)	9	5	3	—	11	—	28	11	1	1
第7回 (70.5)	11	12	1	—	3	3	30	8	1	1
第8回 (77.7)	12	11	4	2	10	—	39	12	2	2

出典：Vasundhara Mohan, *Identity Crisis of Sri Lankan Muslims* (Delhi: Mittal Publications, 1987), p. 48, Table 3.3. をもとに作成。

a：当選者数については、Ambalavanar Sivarajah, *Politics of Tamil Nationalism in Sri Lanka* (Denver: Academic Books, 1996), p. 42, Table III. b：閣僚就任者数については、Mohan, *Identity Crisis*, p. 52-3, Table 3.4. c：同じく、Sivarajah, *Politics of Tamil Nationalism in Sri Lanka*, p. 52, Table VIII.

CPは共産党 (Communist Party)、LSSPはスリランカ平等社会党 (Lanka Sama Samaja Pakshaya) である。第3回総選挙までの定員は95人、第4～7回総選挙は151人、第8回総選挙は168人である。なお、第3回総選挙後の閣僚就任者が1人から4人に増えているのは、首相のS・W・D・R・バンデーラナーヤカが暗殺され、内閣改造が行われたからである。なお、上記の選挙定員には、さらに総督 (Governor-General) によって指名される指名国会議員 (Appointed Member of Parliament) 6名が加わる。ただしこの制度は、1972年に廃止された。

スリランカ・ムスリムにとっては、社会主義的な国有化路線を重視する傾向にあるSLFPよりも、親資本主義路線に立つUNPに対する親和性の方が強かったからである。⁵⁸⁾

以上のようなスリランカ・ムスリムとシンハラ人政党との関係を、逆にUNPやSLFPの側から眺めると次のようなものになろう。スリランカ・ムス

58) International Crisis Group, *op. cit.*, p. 5.

リムとの関係を利用すれば、シンハラ人が過半数を占めることができない北部州や東部州へのパイプ役を、スリランカ・ムスリムの国会議員に託せるようになる。あるいは、スリランカ・ムスリムを自陣営に取り込むことによって、スリランカ・タミル人との協調関係を引き裂くことができるようになる、というものである。⁵⁹⁾すでに論じたことではあるが、その意味でもスリランカ・ムスリムは、スリランカ・タミル人からみれば厄介な存在であったということができらるだろう。

ところが、独立後のスリランカにおいて一貫してUNPやSLFPとの協調関係を重視してきたスリランカ・ムスリムが、ついに1981年には自らの民族政党を結成することになるのである。⁶⁰⁾東部州のバツィカロア市近郊にあるカッタ
ンクディ (Kattankudi) ⁶¹⁾で結成された、スリランカ・ムスリム会議 (SLMC) がそれである。では、SLMC結成の背景に、どのような事情があったのであろうか。

(2) SLMC 結成の背景—スリランカ・ムスリムの「東西対立」—

SLMC結成の背景には、東部州に居住する比較的に貧しいスリランカ・ムスリムと、西部州に居住する比較的に裕福なスリランカ・ムスリムとの対立があった。

植民地支配期からスリランカ独立後の長期間にわたって、スリランカの中央政治に直接的に関与してきたのは西部州に住むスリランカ・ムスリムであった。そのため、スリランカ・ムスリムの利益団体、文化団体、宗教団体などの本拠もすべて、西部州のコロンボにおかれていた。西部州のスリランカ・ムスリム

59) Mohan, *Identity Crisis*, p. 51. その意味においてスリランカ・ムスリムは、シンハラ人によって手段的な扱いを受けてきた民族であるともいえるだろう。Mohan, "The Dilemma of a Minority," p. 368.

60) ただし政党として登録されたのが1988年であるため、SLMCは1980年代末に結成されたと説明されることも多い。

61) カッタックディは、ほぼ100%がムスリムで占められる街である。1981年における宗教別人口を細かくみると、全人口17,526人中、ムスリムが17,217人、ヒンドゥー教徒が246人、仏教徒が31人、ローマ・カトリックが26人、他宗派のキリスト教徒が6人であった。Mohan, *Identity Crisis*, p. 66.

は、貿易業や商業から得た豊富な資金力を背景にスリランカの中央政治に対する影響力を行使し、自らをスリランカ・ムスリムの保護者であるとさえみなしていた。⁶²⁾

しかし、東部州のスリランカ・ムスリムは、そのような西部州のスリランカ・ムスリムが有する政治的スタンスに対して強い不満を感じていた。モハンが実施したアンケート調査によると、「スリランカ・ムスリムは自らの政党を結成すべきか」という質問に対して「結成すべきだ」と答えたのは、東部州では回答者の60% (45回答中27) に及んでいたのに対し、西部州ではわずか5% (66回答中3) でしかなかった。逆に、「結成すべきでない」という回答は、東部州では7% (45回答中3) でしかなかったのに対し、西部州では73% (66回答中48) にも及んでいた。この結果からいえるのは、西部州のスリランカ・ムスリムと東部州のスリランカ・ムスリムの間には、民族政党を結成すべきか否かという、スリランカ・ムスリムの政治的スタンスの在り方に大きな影響を及ぼすような問題に対する認識の違いが存在していたということである。西部州のスリランカ・ムスリムがシンハラ人との協調関係を重視するという現状の政治的スタンスの在り方に概ね満足していたのに対して、東部州のスリランカ・ムスリムはそれに全く満足していなかったのである。

さらにアリ (Ameer Ali) によると、西部州のスリランカ・ムスリムと北部州と東部州のスリランカ・ムスリムとでは、利害関心が全く異なっているという。⁶⁴⁾ その背景にあったのは、第1に、西部州のスリランカ・ムスリムには貿易業や商業を営む者が多いのに対し、北部州と東部州のスリランカ・ムスリムには農業に従事する者が多いという、就業構造の違いに起因する社会経済的な格差の影響である。様々な施設がコロンボに一極集中しているという事実も、そのような格差を大きく見せる要因であっただろう。第2に、西部州のスリラン

62) *Ibid.*

63) *Ibid.*, p. 65, Table 3.8.

64) Ameer Ali, "Sri Lanka's Ethnic War: The Muslim Dimension," *Pravada*, Vol. 1, No. 11, 1992, p. 6.

カ・ムスリムと北部州・東部州のスリランカ・ムスリムとの間にみられた、シンハラ語とタミル語に対する愛着度の違いである。シンハラ語公用語法が施行されて以降に学校教育を受けた西部州のスリランカ・ムスリムは、すでにタミル語に対する親近感を失っていた。それに対して、教育におけるタミル語の使用が認められていた北部州と東部州に居住するスリランカ・ムスリムは、依然としてタミル語を母語として慕い続けていた。つまりスリランカ・ムスリムは、言語文化的にも東西に分断されていたのである。

以上のような点を考慮に入れると、東部州のスリランカ・ムスリムによって結成された SLMC には、西部州のスリランカ・ムスリムの影響力から逃れるために結成された政党であるという側面が備わっていることが分かる。すでに見てきたように、スリランカ全 9 州のなかで最も多数のスリランカ・ムスリムが居住している州は、東部州であった。にもかかわらず西部州居住のスリランカ・ムスリムは、東部州居住のスリランカ・ムスリムを軽視してきた。その意味で SLMC は、そのような西部州居住のスリランカ・ムスリムから独立するための政党でもあったのである。東部州のスリランカ・ムスリムが中心となって自らの政党を結成しようという動きが出るのは、当然の成り行きであったといえるだろう。⁶⁵⁾

なお、東部州のスリランカ・ムスリムは、自らが居住する地域への忠誠心を強くもっている、所属政党にこだわることなく地域の名望家を支持する、さらには全国レベルで有名な政治家よりも地域レベルの政治家の方を好むという、独特の政治意識を有していることでも知られていた。⁶⁶⁾そして SLMC は、このような東部州のスリランカ・ムスリムの気質を十二分に活用できる政党でもあ

65) 当時の UNP 政権とスリランカ・ムスリムとの関係が以下の 2 点によって悪化したことも、SLMC の結成を促したとされる。第 1 に、スリランカ・タミル人武装組織の活発な活動に直面した UNP 政権が、イスラエルのモサド (Mossad) の軍事顧問を雇用しようとしたことである。第 2 に、同じく UNP 政権が、スリランカ・ムスリムにとって重要な県であるアンパーラ県を、シンハラ人が多数を占めるウワ州に編入しようとしたことである。Dennis McGilvary, "Tamil and Muslim Identities in the East," *Marga Journal (New Series)*, Vol. 1, No. 1, 2003, p. 89.

66) K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, p. 265.

った。なぜならば、SLMCが東部州を地盤とする地域政党的な側面を有する政党であったからであり、そのSLMCを結成する際に主導的な役割を果たしたのが地域名望家の血を引くアシュラフ (Muhammed Hussain Mohammed Ashraff)⁶⁷⁾であったからである。その意味でもSLMCは、誕生すべきところに誕生した政党なのである。弁護士出身のアシュラフは、東部州で最も有名な政治家であったカリアッパー (M. M. S. Kariappar) の孫であり、雄弁な演説術を巧みに操る政治家、かつタミル詩人でもあった⁶⁸⁾。

(3) SLMCの基本方針

ここでは、SLMCのホーム・ページに明示されている活動目的 (Objectives) をもとに、その基本方針についてみておきたい。SLMCのホーム・ページに明示されている活動目的は、以下の7つである⁶⁹⁾。

- (a) スリランカの単一性 (unity)、主権、領土的一体性を、促進かつ保護すること。
- (b) 民主主義および基本的人権の原則を、擁護かつ尊重すること。
- (c) スリランカのコミュニティが有する県単位での言語的・民族的・宗教的アイデンティティを、承認かつ尊重するように励むこと。それらのコミュニティ間の友愛、平和、調和を促進するよう励むこと。
- (d) 法の支配の再確立と維持のための活動を行うこと。
- (e) 司法の独立を維持・確保すること。

67) アシュラフは、1970年代からアミルタリンガム (Appapillai Amirthalingam) 率いる連邦党との協力関係を重視してきた。しかし両者の協力関係は、1981年の県開発評議会議員選挙の際に「アンパーラ県にムスリム主導の県開発評議会を設置したい」というアシュラフの提案を連邦党が拒絶したことにより、決裂してしまったという。そしてアシュラフは、この事件以降にスリランカ・ムスリム独自の道を歩むことになったのだとされる。Ameerdeen, *op. cit.*, p. 90.

68) *Ibid.*, p. 121. その後アシュラフは、2000年6月にヘリコプターの墜落事故によって死亡するまでSLMCの党首を務め、カリスマ的リーダーとしてSLMCを率いていった。

69) ここでは、SLMCのホームページ (<http://www.slmc.lk/wp/category/slmc/objectives/>) に掲載されている基本方針 (Objectives of SLMC) から引用している (2012年12月25日アクセス)。なお、Ameerdeen, *op. cit.*, pp. 110-1. にも掲載されている。

- (f) スリランカの社会的・経済的問題と民族問題に対する、イスラームの教えにもとづいた解決策を探求すること。
- (g) シャリーア法を維持・促進すること。党のメンバーおよびその他の人々に対し、私生活および共同体生活においてシャリーア法全体を導入するよう促すこと。

さらにSLMCは、上記の7つの活動目的を達成するために必要とされる組織原則・準目標⁷⁰⁾とを定めている。

- (1) クルアーンの教えと預言者ムハンマドのリーダーシップおよび導きとを中心にすえ、マイノリティであるムスリムの政治的、教育的、文化的、社会・宗教的な問題を全国的に解決することを目指す。
- (2) ムスリム共同体の政党として認知されることを目指す。
- (3) 国家的問題に対するイスラーム的な解決策の導入と普及を目指す。
- (4) ムスリム共同体の問題を効果的に考察すること、および、そこで考察されたアイデアをムスリムの人々に印象づけ伝達することができるような、学識のある訓練された人々からなる協議会(Majlis)の設立を目指す。
- (5) ムスリムの人々の民族的独自性を十分に理解させること、および、ムスリムの人々の目標をムスリム国家ならびに国際的ムスリム組織の共通の目標に関連づけること、そしてそれらを通じてムスリム共同体の福祉を増進することを目指す。
- (6) あらゆるコミュニティの間に国家的一体性を可能とするような相互信頼を広めることを目指す。
- (7) あらゆる宗教に対する平等な地位を創出すること、および、現状を維持することを目指す。

70) *Ibid.*, pp. 112-3.

- (8) スリランカに生まれ育ったすべての人はスリランカ市民であるということ、法的に保障することを目指す。
- (9) タミル語にシンハラ語と同等の地位を与えることを目指す。
- (10) ムスリムの人々の伝統的居住地域を保護することを目指す。
- (11) 北部州と東部州がムスリムおよびタミルの人々の伝統的な居住地域であること、ならびに、政府の土地がしかるべく配分されることを確実なものとする事を目指す。
- (12) 人々の基本権を憲法的に保障すると同時に、それらの権利を法制度を通じて保護することを目指す。
- (13) 法の支配を保障すると同時に、司法権とその独立とを確固たるものにする事を目指す。
- (14) スリランカのムスリムの人々が有する宗教的な文化と伝統を後援することを目指す。
- (15) ムスリムの子どもや青年達の、読み書きの分野における才能を涵養すること、およびリーダーシップの素養を育てる事を目指す。
- (16) ムスリムの人々のための日刊新聞の創刊を目指す。
- (17) ムスリムの人々のための図書館の設立を目指す。
- (18) ムスリムの出版組織を設立すること、ならびに、それによって社会的、精神的、文化的な書物を出版することを目指す。
- (19) イスラーム原理のもとにムスリムの労働者を組織化すること、および、彼らが抱える問題を表明することを目指す。雇用者と労働者、労働者同士、企業家同士、政府と労働者、政府と企業家の間に存在する問題に効果的に関与することを目指す。
- (20) 民族紛争の解決に協力すると同時に、ムスリム共同体の独自性と将来性が脅かされないことを確実にすることを目指す。
- (21) 東部地域のムスリムの政治的一体性を確保すると同時に、政治権力の配分が行われる場合にはムスリムの相応の分け前を勝ち取る事を目指す。

以上の21項目を分類してみると、(1)～(5)はムスリム政党であることから必要になる規定だといえるだろう。(6)～(13)は、スリランカにおける民族対立を悪化させてきた諸問題に対する SLMC としての態度を明確化したものだろう。(14)～(19)は、スリランカ・ムスリムの共同体において必要とされる事柄について述べたものであろう（逆にいえば、現在欠けていることについて述べたものであろう）。そして(20)と(21)は、民族紛争を解決するにあたって SLMC がとるべき基本的なスタンスを明確にしたものだといえる。

さらに、これらの21の組織原則・準目標を、先にみた7つの活動目的に関連づけて考えると、SLMC の特徴について以下のような点を指摘することができるだろう。

第1点は、スリランカ全土をイスラーム化するようなことは考えておらず、あくまでもスリランカ・ムスリムの間でイスラームの教えを重視しようとしている、ということである。いうなれば、諸外国にみられるような過激なイスラーム主義の影響はみられない、ということである。

第2点は、独立後のスリランカにおいてシンハラ人が実施してきた様々な政策を批判する視点が明確に示されている、ということである。たとえば、「宗教に対する平等な地位の実現」に関する(7)は、「スリランカ共和国第1憲法」(1972年)と「同第2憲法」(1978年)に明記された、仏教の準国教化規定に対する批判である。(8)は、独立直後に国籍と市民権とを剥奪されたインド・タミル人の処遇の問題に関わるものである。(9)はいうまでもなく、シンハラ語公用語法に対する批判である。そして(10)は、いわゆる「ソールベリー (Soulbury) 憲法」(1947年)に含まれていたマイノリティ保護規定が、第2憲法の制定によって廃棄されてしまったことに対する批判である。さらに(11)は、政府が実施してきた入植政策に対する批判である。このようにみえてくると、数々のシンハラ

71) ソールベリー憲法におけるマイノリティ保護規定とは、その第29条に規定されていた内容を指している。そこでは、民族的少数派や宗教的少数派に不利益や利益を与えるような立法措置が禁止されていた。たとえば以下を参照。A. Jeyaratnam Wilson, *The Break-Up of Sri Lanka*, pp. 36-7.

人による政策を批判しながらスリランカ・ムスリムの利益を追求しようとする姿勢がSLMCの特徴である、といえるかも知れない。

第3点は、スリランカ・ムスリムの教育的、社会的、文化的な遅れを強く意識している、ということである。これは、(15)における識字教育に関する言及に、典型的に現れている。

最後の第4点は、民族紛争への対応においても、スリランカ・ムスリムの利益の確保が最優先されている、ということである。(20)と(21)においては、あくまでもスリランカ・ムスリムの独自性と一体性が損なわれないような解決策が求められており、スリランカ・ムスリムの不利益になるような解決策が否定されているようにも読める。具体的にいえば、スリランカ・タミル人が求めてきたような地方自治の強化、あるいはLTTEが求めていたような独立国家の建設は、いずれもスリランカ・ムスリムの伝統的居住地域を脅かすものであるから受け入れることはできない、ということである。しかしながら、このような見解をSLMCが明確に示したことは、LTTEが内戦開始以降にスリランカ・ムスリムに対する民族浄化を行うひとつの理由にもなってしまうのであった。

以上をまとめておこう。SLMCは、スリランカ・タミル人の政党である連邦党と同じく、シンハラ人が独立後に実施してきた様々な政策を厳しく批判している。そしてSLMCは、それらの政策によって生じる問題を解決するにあたっては、あくまでもスリランカ・ムスリムの利益が最優先されるような解決策を要求している。むしろ、そのような解決策は、スリランカ・タミル人の政治家が提唱してきた解決策にも、LTTEが提唱してきた解決策にも、対立するものである可能性が高い。このことが特に当てはまるのは、スリランカ・ムスリムの伝統的居住地域における地方自治制度を大きく変更するような地方分権が実施される場合である。それゆえSLMCは、地方分権の強化をとまなうような解決策が提示される場合には、それを積極的に推進しようとするスリランカ・タミル人ではなく、それを抑制しようとするシンハラ人の側に近い政治的スタンスを採用することになる。そして、そのようなスリランカ・ムスリムの姿勢を典型的に現しているのは、「スリランカの単一性 (unity)」を維持しよ

うという趣旨の党の活動目的 (a) であろう。

(4) SLMC 結成後の展開—地域政党から全国区の政党へ—

SLMC は、東部州における地域的な忠誠心のうえに築かれた政党であるといった側面があったため、全国的な政党として認知されるのにはしばらくの時間を要することになった。また、設立当初からスリランカ・ムスリムの皆によって受け入れられたわけではなく、東部州においてでさえ、UNP や SLFP との協調路線を重視するスリランカ・ムスリムによって無視されることもあった⁷²⁾。むしろ、スリランカ・タミル人による厳しい批判に曝されることもあった。

しかし、1983年に内戦が始まると、そのような状況に変化が現れるようになった。まず、内戦の影響を被るようになった東部州のスリランカ・ムスリムが、スリランカ・ムスリムを守ってくれるのは SLMC だけだと考えるようになり、SLMC の存在を受け入れるようになっていった。この流れはさらに、東部州のスリランカ・ムスリムのほとんどが反対していたインド・スリランカ和平協定 (1987年) に、こともあろうにスリランカ・ムスリムである外務大臣のハミード (Abdul Cader Shahul Hameed) (UNP 所属) が賛成したことによって、さらに加速することになった⁷³⁾。

インド・スリランカ和平協定では、各州に州評議会を設置してある程度の中央政府からの権限委譲を行うこと、ならびに、東部州と北部州を合併して北東部州 (North-Eastern Province) を設置することが定められており、スリランカ・タミル人の要求に沿った形での地方分権の強化が実施されることになっていた。それゆえ多くのスリランカ・ムスリムは、それまでの地方分権強化策に反対してきたと同様の理由から、この協定に反対していた。ところが、スリランカ・ムスリムである外務大臣のハミードが、この和平協定に賛成してしまったのである。その結果、これまで主流を占めてきたスリランカ・ムスリムの

72) アシュラフは、アンパーラ県のカルムナイ (Kalmunai) にある自宅が放火されて全焼し、転居せざるを得なくなるほどの批判や嫌がらせを受けていた。Ameerdeen, *op. cit.*, p. 122.

73) International Crisis Group, *op. cit.*, p. 6, note 22.

政治手法に対する批判, すなわちスリランカ・ムスリムの利益追求を抑制してでも UNP や SLFP との協調関係を重視するという政治手法に対する批判がさらに強まることとなり, スリランカ・ムスリムの多くがアシュラフの目指す新しいスリランカ・ムスリムの政治に対する期待を抱くようになっていったのである。

その後 SLMC は, 1988年に実施された州評議会議員選挙に参加し, 北東部⁷⁴⁾州においては立候補した18議席中の17議席を, さらにスリランカ・ムスリムが集住する県を抱える西部州と中部州においては12議席を獲得し, 全国で合計29議席を獲得するという大勝利⁷⁵⁾を収めた。北東部州の合併に反対していた SLMC ではあるが, この州評議会議員選挙が SLMC にとっては初めてとなる全国規模の選挙であったため, あえて参加することを選択したのであった。さらにその余勢を駆って望んだ翌1989年の第9回総選挙では, 13県の選挙区で候補者を立て, UNP と SLFP に次ぐ第3党の地位を得るほどの議席を獲得することになった⁷⁶⁾。少しずつではあるが, 東部州のスリランカ・ムスリムの利益を代表する地域的な政党から全国区的な政党へと変化していったのである。

しかし SLMC が, 地域的な政党から全国区の政党へと名実ともに生まれ変わったのは, 1994年の第10回総選挙⁷⁷⁾においてであった。第10回総選挙で SLMC は, SLFP のクマーラトゥンガ (Chandrika Kumaratunga) が率いる人民連合 (People's Alliance, PA) との選挙協約を締結して選挙に臨んだ。前年に実

74) 北部州地域では, LTTE が選挙のボイコットを強要したことから無投票当選になったため, 実質的な選挙は行われていない。北東部州評議会は1990年6月に解散し, 以降, 北東部州としての選挙は実施されていない。さらに2006年7月には, 合併の是非を問うレファレンダムも実施されないままに, スリランカ最高裁によって合併そのものが憲法違反であるとの判決が下されてしまった。

75) SLMC が北東部州で勝利した要因としては, ①ムスリムの95%が SLMC に投票したこと, ② SLFP が州評議会の設置に抗議して選挙に参加しなかったこと, ③ UNP が北東部州で活発な活動を行わなかったこと, ④インド政府が選挙を成功させるための惜しみない支援を与えたこと, があげられている。Ameerdeen, *op. cit.*, p. 165.

76) 選挙結果については以下から引用。Nick Lewer and Mohammed Ismail, "The Genealogy of Muslim Political Voices in Sri Lanka," in Jonathan Goodhand, Jonathan Spencer and Benedikt Korf (eds.), *Conflict and Peacebuilding in Sri Lanka: Caught in the Peace Trap?* (London: Routledge, 2011), p. 122.

77) K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, pp. 39-40.

表13 総選挙における議席獲得数（1989～2010年）（総議席数は225。比例区を含む）

回（年月）	UNP	SLFP	PA	UPFA	JVP	TULF	ITAK	SLMC	その他	無所属
第9回（89.2）	125	67	—	—	—	10	—	4	6 ^a	12
第10回（94.8）	94	—	105	—	—	5	—	7	3 ^b	10
第11回（00.10）	89	—	107	—	10	5	—	—	13 ^c	1
第12回（01.12）	109	—	77	—	16	15	—	5	3 ^d	—
第13回（04.4）	82	—	—	105	—	—	22	5	11 ^e	—
第14回（10.4）	60	—	—	144	—	—	14	—	7 ^f	—

出典：スリランカ政府選挙省（Department of Election）のホーム・ページに掲載されたデータをもとに作成（<http://www.slections.gov.lk/pastElection4.html>）。

①政党名の略称については以下のとおり。UPFAはUnited People's Freedom Alliance。ITAKはIlanakai Tamil Arasu Kadchiで連邦党（Federal Party）のタミル語名。PAおよびUPFAはSLFPが主体となる連合体。②「その他」の議席の詳細については以下のとおり。a：MEP（3議席）、United Socialist Alliance（3議席）。b：Sri Lanka Progressive Front（1議席）、Democratic People's Liberation Front（3議席）。c：National Unity Alliance（4議席）、Eelam People's Democratic Party（4議席）、Tamil Eelam Liberation Organization（3議席）、Sihala Urumaya（1議席）、All Ceylon Tamil Congress（1議席）。d：Eelam People's Democratic Party（2議席）、Democratic People's Liberation Front（1議席）。e：Jathika Hela Urumaya（9議席）、Up-Country People's Front（1議席）、Eelam People's Democratic Party（1議席）。f：Democratic National Alliance（7議席）。

施された第2回州評議会選挙において2議席しか獲得できないという大敗を喫したこともあり、SLMC単独で選挙戦を戦うのではなく、PAと共闘することを選んだのであった。

第10回総選挙の結果は、225議席中、PAが105議席、UNPが94議席、SLMCが7議席を獲得するというものであった（表13参照）。単独過半数を制した政党はなく、PAが過半数の113議席を確保するにはさらに8議席が必要であった。そこで重要になったのが、7議席を有するSLMCである。つまりSLMCが、連立政権を成立させる要の役割を果たす政党になったわけである。

これ以降SLMCは、自らを連立政権の成立や安定を左右するようなキャスティング・ボートを握る少数第3政党として意識するようになり、その力をもってしてUNPやSLFPといった既成政党と対等に渡り合う政党へと変貌を遂げていくのであった。政権党との協力体制を維持するためにスリランカ・ムスリムの利益追求を抑制するという、スリランカ・ムスリムの伝統的な政治手法から、ついに決別するのである。それはすなわち、スリランカ・ムスリムとしての政治的アイデンティティの確立であったといえる。

むすびにかえて

スリランカ・ムスリムは、スリランカ・タミル人と同じタミル語を母語にしながらも、イスラームという宗教の方にアイデンティティの基礎をおく民族であった。そのことが、スリランカ・ムスリムとスリランカ・タミル人との協力関係の構築を困難にしていた。また、スリランカ・ムスリムの居住状況はスリランカ・タミル人に比べれば分散的であったため、地方分権を充実させるよりも、それぞれの居住地域における他民族との共存を図ることの方が重要であった。それゆえ地方分権の強化という論点においても、スリランカ・ムスリムとスリランカ・タミル人は協力関係を構築することが難しかった。さらにシンハラ人との関係でいえば、スリランカ・ムスリムは、スリランカ・タミル人に対するシンハラ人の立場を強めるために、シンハラ人によって巧みに利用される傾向が強かった。むろん、そのことは、スリランカ・ムスリムに対するスリランカ・タミル人の反感を強めることにもなっていた。

また、スリランカ・ムスリムとスリランカ・タミル人が数多く居住しているのは北部州と東部州であったが、東部州には、スリランカ・ムスリム、スリランカ・タミル人、シンハラ人の3民族がほぼ同じ割合で混住しているような県が数多く存在していた。内戦終結後の現在、それらの県は、多民族共存にとっての試金石のような地域となっている。それゆえ今後のスリランカにおける民族共存の可能性について考える際には、シンハラ人とスリランカ・タミル人の対立関係に隠れてあまり議論されることがなかったスリランカ・ムスリムについても、本稿で論じてきたような事実を知ったうえで考察の対象に加えていく必要性が高まっているといえる。

最後に、内戦期のスリランカ・ムスリムの状況について簡単にみておくことにしたい。

スリランカ・ムスリムにとって内戦開始後に生じた最大の出来事は、LTTEによる民族浄化の対象になったことである⁷⁸⁾。その原因は、LTTEが目標に掲げていたタミル・イーラム国の樹立、あるいは、インド・スリランカ和平協定

に定められた北部州と東部州の合併にスリランカ・ムスリムが反対したことがある。

北部州に居住するスリランカ・ムスリムは、1990年10月22日にLTTEによって発せられた突然の通告、すなわち、48時間以内に貴重品は残したままで北部州から退去せよという通告によって北部州から追放されることになった（ジャフナ市内に居住するスリランカ・ムスリムに対しては「2時間以内」という条件であった⁷⁹⁾）。むろん、この通告に逆らえば命の保障はなかった。そのため、7万5000人ともいわれるスリランカ・ムスリムが、これ以降、セイロン島内の国内避難民キャンプで長期にわたる避難生活を強いられることになったのである。LTTEが、このような行為についての正式の謝罪を行ったのは、ノルウェイの仲介による停戦協定が発効した後の2002年4月のことであった。

他方で東部州に居住するスリランカ・ムスリムは、LTTEによる度重なる虐殺の対象となった。最も残虐な事件は、1990年8月に起きた「カッタクディの虐殺」である。これは、カッタクディのモスクで礼拝をしていたスリランカ・ムスリムに対してLTTE兵士が銃を乱射し、120人余りもの人々が殺害されるという事件であった。東部州では、その8月だけでも300人以上ものスリランカ・ムスリムが民族浄化の対象となって虐殺されたのであった。⁸⁰⁾ LTTE

78) 詳しくは、たとえば以下を参照。Dennis McGilvary, "Tamils and Muslims in the Shadow of War: Schism or Continuity?," in Siri Gamage and I. B. Watson (eds.), *Conflict and Community in Contemporary Sri Lanka: 'Pearl of the East' or the 'Island of Tears'?* (Colombo: Vijitha Yapa Bookshop, 1999). Latheef Farook, "Ethnic Cleansing of Northern Muslims in Sri Lanka," and "Northern Muslims in Refugee Camps-Fertile Breeding Grounds for the Future Calamity," in Latheef Farook, *op. cit.* なお1980年代初頭までは、北部州においても東部州においてもLTTEに参加するスリランカ・ムスリムが存在していたという。Dennis McGilvary, "Tamil and Muslim Identities in the East," p. 101.

79) K. M. de Silva, *Reaping the Whirlwind*, p. 269.

80) スリランカ内戦で武器をとって戦ったのはスリランカ・タミル人とシンハラ人であり、その間に挟まれたスリランカ・ムスリムは犠牲者となることの方が多かった。そのような事情からスリランカ・ムスリムに対しては、過酷な状況におかれながらも決して武器をとうろうとしなかった平和的な集団であるとの評価がなされることがある。アルカイダのような過激なイスラーム原理主義者と対比させる議論である。たとえば以下を参照。Dennis McGilvary and Mirak Raheem, *op. cit.*, p. 418. Latheef Farook, *op. cit.*, p. 6.

しかし実際には、スリランカ・ムスリムによる武装集団結成の動きは内戦期にも存在していた。それらは自衛武装組織に近いものであったが、スリランカ政府との密接な関係を有していたともいわれている。Dennis McGilvary, "Tamil and Muslim Identities in the East," p. 101. Ali, *op. cit.*, p. 7.

の目的は、戦略上重要な地域からスリランカ・ムスリムを追放することにあつたとされている。⁸¹⁾

LTTE の側からみれば、スリランカ・ムスリムの存在は、北部州と東部州で構成されるべきタミル・イーラム国の樹立を妨げる要因以外の何物でもなかった。他方でシンハラ人を主体とするスリランカ政府の側からみれば、北部州と東部州にスリランカ・ムスリムが居住しているという事実それ自体が、LTTE によるタミル・イーラム国の建国要求を拒絶するために都合よく用いることができる理由となっていた（このことは内戦終結後の現在においても当てはまる）。そのような両者に挟まれていた内戦期のスリランカ・ムスリムは、極めて過酷な状況のもとにおかれていたといえることができる。⁸²⁾

では、スリランカ・ムスリムを取り巻く状況は、2002年の停戦協定発効後に、さらには内戦終結後にどのように変化したのであろうか。⁸³⁾ その点については、内戦終了後の民族共存の可能性の問題と関連させながら、さらに検討していくこととしたい。

81) *Ibid.*, p. 268.

82) スリランカ・ムスリムが被害者となったのは内戦だけではない。2004年末のスマトラ島沖地震で発生した津波によってスリランカでは約3万人が死亡したとされるが、その3分の1は東部州に居住するスリランカ・ムスリムであった。

83) 内戦終了後には、サウジアラビアの流れをくむワッハーブ (Wahhabis) 派 (タウヒード [Tawhid] 派ともサラフィー [Salafi] 派ともいう) とスリランカに長らく根付いているスーフィー (Sufism) 派との対立が東部州において顕在化しつつあり、不安な要素も存在している。たとえば以下を参照。International Crisis Group, *op. cit.*, pp. 22-4. スリランカ・ムスリムの今後の動向については、注意が必要だといえるだろう。